

平成24年3月5日(月曜日)午前9時 開議

1 出席議員及び欠席議員

出席議員(13名)

1 番	江 上 聖 司 君	2 番	中 村 ひとみ 君
3 番	安 田 功 君	4 番	角 田 寛 君
5 番	藤 墳 理 君	6 番	富 田 栄 次 君
7 番	吉 野 誠 君	8 番	木 村 千 秋 君
9 番	栗 田 利 朗 君	10 番	広 瀬 文 典 君
11 番	丹 羽 豊 次 君	12 番	小 林 敏 美 君
13 番	衣 斐 弘 修 君		

欠席議員(なし)

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	若 山 隆 史 君
総 務 課 長	永 澤 幸 男 君	企画調整課長	早 野 博 文 君
税 務 課 長	高 木 一 幸 君	健康福祉課長	中 村 繁 範 君
住 民 課 長	桐 山 浩 治 君	建設課長補佐	山 口 哲 司 君
産 業 課 長	栗 本 純 治 君	上下水道課長	中 島 健 司 君
会計管理者兼 会 計 課 長	三 浦 高 雄 君	消 防 主 任	吉 田 守 男 君
教 育 課 長	渡 辺 眞 悟 君	学 校 教 育 課 長	乾 豊 君
生涯学習課長	多 賀 清 隆 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	木 下 誠 司	書 記	青 木 隆 一
書 記	高 橋 怜 奈		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第34号 平成24年度垂井町一般会計予算

議第35号 平成24年度垂井町国民健康保険特別会計予算

議第36号 平成24年度垂井町簡易水道特別会計予算

議第37号 平成24年度垂井町公共下水道事業特別会計予算

議第38号 平成24年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算

- 議第39号 平成24年度不破郡介護認定審査会特別会計予算
- 議第40号 平成24年度垂井町介護保険特別会計予算
- 議第41号 平成24年度不破郡障害者自立支援認定審査会特別会計予算
- 議第42号 平成24年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算
- 議第43号 平成24年度垂井町水道事業会計予算
- 日程第3 議第1号 垂井町暴力団排除条例の制定について
- 議第2号 垂井町監査委員条例の一部改正について
- 議第3号 垂井町印鑑登録に関する条例等の一部改正について
- 議第4号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について
- 議第5号 垂井町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第6号 垂井町ねたきり老人等介護者慰労金支給に関する条例の一部改正について
- 議第7号 垂井町障害児通園施設設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第8号 垂井町介護保険条例の一部改正について
- 議第9号 垂井町町営住宅条例の一部改正について
- 議第10号 垂井町都市計画審議会条例の一部改正について
- 議第11号 垂井町下水道条例の一部改正について
- 議第12号 岐阜市との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第13号 大垣市との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第14号 羽島市との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第15号 各務原市との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第16号 山県市との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第17号 瑞穂市との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第18号 本巣市との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第19号 海津市との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第20号 岐南町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する

協議について

議第21号 笠松町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について

議第22号 養老町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について

議第23号 関ヶ原町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について

議第24号 神戸町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について

議第25号 輪之内町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について

議第26号 安八町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について

議第27号 揖斐川町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について

議第28号 大野町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について

議第29号 池田町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について

議第30号 北方町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について

議第31号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

議第32号 町道路線の認定について

議第33号 平成24年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについて

日程第4 議第44号 平成23年度垂井町一般会計補正予算（第4号）

日程第5 議第45号 平成23年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第6 議第46号 平成23年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

日程第7 議第47号 平成23年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第8 議第48号 平成23年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）

## 5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時02分 開会

議長（広瀬文典君） これより、平成24年第 1 回垂井町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から22日までの18日間といたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので、御了承を願います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第99条の規定により、1番 江上聖司君、2番 中村ひとみ君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

#### 日程第 1 諸般の報告

議長（広瀬文典君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

閉会中に、陳情 3 件、監査結果の報告及び平成22年度垂井町教育委員会点検評価結果の報告がありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

- 日程第 2 議第34号 平成24年度垂井町一般会計予算  
議第35号 平成24年度垂井町国民健康保険特別会計予算  
議第36号 平成24年度垂井町簡易水道特別会計予算  
議第37号 平成24年度垂井町公共下水道事業特別会計予算  
議第38号 平成24年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算  
議第39号 平成24年度不破郡介護認定審査会特別会計予算  
議第40号 平成24年度垂井町介護保険特別会計予算  
議第41号 平成24年度不破郡障害者自立支援認定審査会特別会計予算  
議第42号 平成24年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算  
議第43号 平成24年度垂井町水道事業会計予算

議長（広瀬文典君） 日程第 2、議第34号 平成24年度垂井町一般会計予算から議第43号 平成24年度垂井町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） おはようございます。

平成24年度第1回定例町議会の開会に当たり、新年度に臨む私の施政方針を申し上げ、町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

昨年3月11日に発生いたしました東日本大震災から、はや1年がたとうとしております。改めまして、犠牲となられました方々に対しまして御冥福をお祈りしますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

私は、昨年10月に被災地を訪れましたが、自然の猛威による筆舌に尽くしがたい惨状を目の当たりにし、心の震えをとめることができませんでした。被災地に巨大なつめ跡を残し、はかり知れない多くのとうとい人命を奪った地震と津波、また多くの住民から大切なふるさとを奪った福島第一原子力発電所の事故、その衝撃は、今なお私たちの心に重くのしかかっております。被災地の一日も早い復興を願うと同時に、本町における防災体制のさらなる強化の必要性を痛感いたしました。

一方、今回の震災では、国内はもとより、世界じゅうから支援の手が差し伸べられました。本町におきましても、多くの町民の皆様から心のこもった義援金や救援物資が寄せられました。また、被災地においては、みずからを顧みず被災地に駆けつけ、瓦れきの撤去や炊き出しに多くのボランティアの方々が奔走されました。震災を契機に、人と人とのつながりや家族の大切さを多くの国民が確認し、ボランティア活動など支援の輪が全国に広がりました。こうした人と人とのきずなの大切さ、人を思いやる気持ちの大切さについて、思いを新たにしたところがあります。

また、昨年は「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が制定され、今後、地方分権が加速することから、基礎自治体は独自に地域の実情に合った施策や事業を展開し、地域性を生かした個性豊かなまちづくりを行うことが可能となりました。

私は町長就任以来、町の将来像である「やさしさと活気あふれる快適環境都市」の実現に向け、第5次総合計画に位置づけた諸施策に誠心誠意取り組んでまいりました。任期3期目を迎え、基本計画の折り返し点を迎える中、基本計画の目標達成に向けて邁進してまいります。

しかしながら、行政が施策を一方的に実施するだけでは不十分であります。本町のまちづくりの基本理念である「協働」に基づき、町民の皆様と力を合わせ、それぞれの役割と責任を果たしながら、さまざまな課題と向き合い、皆様の声を町政に反映することでより満足のいただける施策へと充実させることができるものと考えております。

迎えました平成24年は、ぎふ清流国体の開催年であります。我が町においても、軟式野球の競技会場となっており、「スポーツの町」宣言をしております当町にとって、国体がさらなる

スポーツ振興の契機となりますよう、町を挙げて盛り上げてまいりたいと考えております。

加えて、ぎふ清流国体に向けて、今年度の開通が予定されております東海環状自動車道大垣西インターチェンジから養老ジャンクション間の開通、御所野交差点の改良工事などインフラ整備が進みます。恵まれた地理的条件を生かし、地域経済のさらなる発展や雇用の拡大を図りながら、活気あふれるまちづくりを推進してまいります。

一方、国内経済に目を転じますと、大震災からの復興への道のりもいまだ険しく、震災の影響と、ヨーロッパの金融不安に端を発した超円高によって、貿易収支も31年ぶりに赤字に転落いたしました。雇用情勢も不安定化の一途をたどり、個人所得は減少し、デフレ脱却の光も見えてこない状況が続いております。

政府は、平成24年度予算案を「日本再生元年予算」と位置づけ、日本再生重点化措置の活用等により成長力強化に取り組もうとしておりますが、年金財源を先送りする交付国債の導入を余儀なくされるなど、社会保障制度改革のおくれを指摘する声も強まっております。

そうした中、消費税を段階的に引き上げることが柱とした社会保障と税の一体改革大綱素案を正式決定し、ことし3月までに関連法案を国会に提出する方針を表明いたしました。少子高齢社会における社会保障関係経費の財源対策は、避けて通れない課題と言えます。この改革案は、子育て支援や医療、介護、年金制度など地方自治体の行財政に大きな影響を及ぼすものであり、この行方をしっかりと見据え、地方の声を届ける必要があると考えております。

また、県においては、巨額の財源不足による財政再生団体転落を回避するための行政改革アクションプランの最終年度となりますが、引き続き町村への影響が懸念されるところであります。

このような中、町政運営の重点施策を戦略的、継続的に展開していくためには、より健全な財政運営に一層留意することが必要不可欠であり、自主財源の確保や経費の節減、事務事業の効率化などの改革をさらに踏み込んで進めなければなりません。

新年度の歳入予算につきましては、依然として厳しい経済状況の中、町税収入は前年度当初比3.4%増の36億8,248万7,000円。うち町民税は16億2,948万3,000円、対前年度比9.3%の増、固定資産税は18億3,341万2,000円、同じく対前年度比4.0%の減を見込みました。一般会計全体に占める町税の割合は44.6%と、前年度より1.6ポイント増加いたしました。地方交付税や国庫支出金の減少により、財政調整基金など基金の取り崩し、町債の発行により収支の均衡を図った次第であります。

予算編成に当たりましては、各分野における事業の着実な推進を図るため、町民の視点に立って事業の重要性や必然性、費用対効果などを検討するとともに、厳しい経済情勢の中で限られた財源を効果的、効率的に配分するための精査や財源の確保に努め、懸案の諸事業を一步でも進めるべく予算の編成をしたものであります。

それでは、平成24年度予算につきまして御説明させていただきます。

一般会計82億5,000万円、国民健康保険特別会計28億6,000万円、簡易水道特別会計4,800万

円、公共下水道事業特別会計 6 億5,600万円、農業集落排水事業特別会計3,130万円、不破郡介護認定審査会特別会計1,400万円、介護保険特別会計16億9,500万円、不破郡障害者自立支援認定審査会特別会計107万円、後期高齢者医療特別会計 2 億8,000万円、水道事業会計 8 億1,090万円、合計146億4,627万円とするものであります。

新年度の主な事業につきましては、幼保一元化の推進を図るため施設整備事業、ごみ減量化に向けたリサイクル社会の構築を目指したエコパーク整備事業を実施するほか、林道明神線開設事業を継続的に実施してまいります。また、新たに不妊治療費の助成や歯科検診の個別受診を可能にする妊婦健康診査、各種感染症予防接種の助成や福祉医療・障害福祉関係などの利用サービスについても推進してまいります。また、安全・安心のまちづくりを目指して、災害状況の監視体制の構築や防災行政無線の実施計画を策定し、防災体制を整備推進してまいります。その他、タリイピアセンターに収蔵しています資料等をデータベース化し、内外に公開することを目的とする歴史資料アーカイブ事業、第67回国民体育大会「ぎふ清流国体」における取り組みといたしまして、実行委員会に補助するなど、重要課題に重点的予算措置をいたしたところでございます。

それでは、予算の概要につきまして、第5次総合計画の体系に沿って重要施策を御説明申し上げます。

重要施策の第1は、「安全・安心のまちづくり」であります。

犯罪や災害発生時に迅速な対応ができるような防犯体制、防災体制を構築します。また、交通事故や犯罪、災害に対する危機意識を向上させ、地域が主体となった自主防犯、自主防災活動などを促進します。

交通安全につきましては、交通ルールが守られ、県下で最も交通事故のないまちになるよう関係団体などとの連携を強めながら交通安全運動を展開し、引き続き交通指導員の設置、事故防止啓発の徹底により交通安全意識の定着を図ってまいります。また、カーブミラー、回転灯、防護さく設置など、交通安全施設整備に努めてまいります。

次に、防犯体制につきましては、防犯活動が充実した犯罪のないまちになるよう関係団体と連携を図るとともに、学校巡回防犯パトロールの実施、安全・安心メールの配信システムを充実させるなど、防犯対策の充実に努めてまいります。さらに、消費者ホットラインが接続されることに伴って、消費生活相談体制の備えを行い、的確で迅速な啓発活動を推進してまいります。

消防・防災体制の確立につきましては、東日本大震災の教訓を生かし、防災体制の整備に努めてまいります。防災行政無線の整備につきましては、本年度、電波伝搬調査を終え、引き続き実施設計を策定してまいります。また、局地的豪雨による災害対策のため雨量計の設置をし、雨量情報の監視体制を整備し豪雨災害に備えます。さらに、職員招集メールシステムを整備し、有事に備えてまいります。また、住民の防災意識を高め、自主防災組織の育成を図りながら、災害に強いまちづくりを進めてまいります。災害用備蓄用品の充実に努め、災害発生直後の住

民生活を確保できるよう準備いたします。防災体制の根幹をなす消防力の強化につきましては、消火栓の新設・改修を進めるほか、現状の防災行政無線の保守整備を行いながら、将来のデジタル化に向けての整備計画を検討してまいります。

重要施策の第2は、「教育・生涯学習・文化のまちづくり」であります。

ふるさとに愛着を持てる教育を行うとともに、まちの伝統文化を後世に継承するための施策を展開してまいります。また、だれもが気軽に学習やスポーツに取り組み、楽しく暮らしていけるよう、機会の場の提供を図ってまいります。

まず、学校教育につきましては、人命・人権の尊重を基盤とした、知徳体の調和を大切にしたい学校づくりに取り組みます。各幼稚園、小学校、中学校におきましては、特色ある学校づくりや地域の特性を生かした教育の推進をしております。また、国際化社会における英語教育の推進を図るため、小学校に英語講師を任用、英語指導助手による英語教育や外国人児童・生徒への日本語指導等を推進し、国際化社会に対応できる人材の育成に努めてまいります。さらに、発達障がいのある児童、不登校傾向にある生徒の支援を行うため、専門的知識を持った講師を配置します。その他、スクールアドバイザーを配置し、子供や保護者に対するカウンセリング体制の充実、教職員の教育相談力を高めていけるよう努めてまいります。

青少年教育につきましては、健全な環境の中で青少年が生き生きと活動できるよう、青少年活動の支援、活動環境の整備、家庭教育の向上に取り組んでまいります。

生涯学習の推進についてであります。生涯において学ぶ機会を得て、生きがいを見つけ楽しく暮らしていけるよう、社会教育事業、芸術文化活動事業の充実を図り、社会教育施設の整備に努めます。また、偏見や差別のない社会を目指し、男女共同参画社会の推進、人権意識の高揚、多文化共生社会の推進に努めてまいります。また、今月15日から、22回目となるカナダ・カルガリー市へ中学生を派遣いたしますが、新年度においても、広い視野と感性を備えた国際的な人づくりを推進するため、引き続き派遣事業を実施してまいります。

生涯スポーツにつきましては、スポーツに親しみ、みずから進んで心身の健康づくりができるよう、環境づくりに努めてまいります。スポーツ施設の整備はもとより、関係団体等との連携を図りながら、スポーツ活動の推進に取り組んでまいります。また、ことし9月に開催されます「ぎふ清流国体」につきましては、大会の成功に向け、実行委員会、常任委員会等を開催し、万全の準備をしております。

文化の振興につきましては、地域に愛着と誇りを持てる伝統文化が継承されるよう、文化財の保存と活用、郷土芸能の後継者の育成支援を図ってまいります。また、美濃国府跡保存管理計画策定事業や宮処寺跡発掘調査事業等に取り組めます。また、タルイピアセンターの収蔵資料のデータベース化に向けた歴史資料アーカイブ事業に取り組みながら、文化財の保護・保存に努めてまいります。

重要施策の第3は、「子育て・健康・福祉のまちづくり」であります。

安心して子供を産み、育てられるよう、子育て支援の充実に努めてまいります。また、地域



で支え合う高齢者や障がい者のみならず、だれもが健康で生きがいを持って安心して生活できる社会を形成してまいります。

子供たちが生き生きと活動し夢を育てる環境づくりと、親が安心して子供を産み育てることができる環境づくりのため、幼保一元化を推進します。まず、東地区において、こども園の設置事業に取り組みます。

従来からの働く親の支援につきましては、長時間保育や乳児保育、病後児保育などの保育サービスの充実を図ります。留守家庭児童教室の運営、また幼保一元化に関連した施設整備の中で、東小学校留守家庭児童教室の設置工事を行うなど、引き続き利用者の利便性、環境の整備を図ってまいります。

子育て環境の整備につきましては、地域子育て支援センター事業やコミュニティママ子育てサポート事業、子育てコンサルタント事業を行うほか、一時保育事業を実施します。さらに、子ども手当の支給、マタニティマークの普及啓発に努め、虐待防止対策の整備の強化に取り組み、健全な子育て環境の整備に努めてまいります。

次に、健康・医療の推進につきましては、全町民が健康に暮らし、適切な医療を受けることができますよう、健康づくり事業、疾病予防対策事業を推進し健康増進を図るとともに、医療機関と連携し医療体制の充実に努めてまいります。

母子衛生事業として、新たに不妊治療の助成を行います。また、従来集団検診を行ってありました妊婦歯科検診を個別受診に切りかえ、受診率の向上を図るほか、各種ワクチン接種の助成措置を含めた各種予防対策事業、さらに乳幼児健康診査、特定健康診査、ぎふ・すこやか健康診査等の推進に努めてまいります。また、福祉医療の助成も引き続き行い、国民健康保険につきましても、健全財政を堅持し制度の安定に努めてまいります。

高齢福祉につきましては、高齢者が生きがいを持ち、安心して生活することができる環境の整備に努めてまいります。さらに、生きがい対策の推進、在宅支援の充実に努めます。介護保険につきましては、保険給付費の増加が見込まれることから、保険料の見直しを行うこととし、健全運営の推進に当たってまいります。

障害福祉の充実ににつきましては、障がい者が自立し、地域住民とともに社会の一員として地域で生活できる環境の整備に努めてまいります。そのため、活動の場、交流の場の確保を図り、就労に向けた支援を行ってまいります。また、障害者自立支援介護給付サービス等により、在宅支援、介護者の支援の充実を図ってまいります。さらに、昨年策定いたしました障害者計画及び障害者福祉計画の上位計画に当たります垂井町地域福祉計画を見直し、この見直し業務に取り組んでまいります。

地域で支え合い、だれもが安心して生活できるよう福祉意識の高揚に努め、地域で支え合える環境づくりを進めてまいります。住民が地域社会の課題にかかわり、協働しながら地域コミュニティを構築し、行政、社会福祉協議会、ボランティア団体、民生委員などと連携強化を図り、必要な情報と的確なサービスが提供できるよう福祉ネットワークづくりに努めます。ま

た、道路、公共施設などにおけるバリアフリー化を推進してまいります。

重要施策の第4は、「地域環境のまちづくり」であります。

恵まれた自然環境を保全するため、環境に配慮した施策を行ってまいります。また、ごみの減量化やリサイクルを推進し、環境負荷の少ない循環型社会を形成してまいります。

まず、自然環境の保全につきましては、環境に対する問題意識を高め、地域ぐるみによる環境保全運動の体制づくりを推進してまいります。さらに、環境に配慮し、負荷が少なくなる取り組みを行ってまいります。地球温暖化対策に係る啓発活動はもとより、環境と共生する循環型社会の形成を目指す一助として、住宅用太陽光発電システムの設置助成を引き続き行ってまいります。また、地域ぐるみの環境美化デーの取り組みも継続いたします。

次に、環境衛生につきましては、環境に配慮する意識の定着と循環型社会の形成を目指すため、かねてより計画しておりましたエコパーク整備事業に取り組み、ごみの減量化、リサイクル社会が構築されるような諸施策を推進してまいります。

クリーンセンターの適切な管理運営により、施設の延命化を図ってまいります。また、下水道整備未認可区域での合併処理浄化槽設置に対する助成につきましても、引き続き予算措置を講じたところでございます。

重要施策の第5は、「産業・交流のまちづくり」であります。

住民や関係機関と連携を図りながら、恵まれた自然環境や歴史資源を有効に活用し、魅力ある産業の振興を推進してまいります。また、地の利を生かした魅力ある環境のもと、企業誘致を行い、だれもが安心して働くことができるまちをつくってまいります。

まず、農林業の振興につきましては、集落営農の確立により地域ぐるみで農業が守られ、良質な農林畜産物を供給し、町内で消費されていく環境の整備に引き続き努めてまいります。

遊休農地解消自主的再生支援事業、高性能農業機械導入事業等により担い手の育成に努め、農地・水保全管理支払交付金事業、農産物ブランド化事業を実施することにより高収益農業の確立を目指してまいります。農業基盤づくりにおきましては、農業水利施設保全対策事業、中山間地域等直接支払事業、ため池防災支援事業に取り組んでまいります。

また、経営体育成基盤整備事業として、栗原地区の土地改良事業の計画策定に取り組んでまいります。さらに、有害鳥獣による被害が増加していることから、鳥獣被害対策協議会を立ち上げ、引き続き防護さく等の設置、狩猟免許取得に係る経費助成など有害鳥獣対策の充実を図ってまいります。

適正な森林整備につきましては、引き続き林道明神線開設、造林事業、昨年度から取り組みました里山整備事業も継続してまいります。

次に、観光の推進につきましては、住民と行政が一体となり、観光の振興に取り組むことを目標に関係機関との連携強化を図ってまいります。観光協会の体制の充実を図り、観光資源の整備、PR活動に努めてまいります。特に、垂井ブランド認証制度を設け、特産品認証審査会の開催や、町外へのイベント出店支援を行ってまいります。

また、交流事業の促進とイベントによる活性化を図る目的で、本年も「ふれあい垂井ピア2012」を開催してまいります。

工業の振興につきましては、企業進出が進み、雇用の場が確保されるよう、企業が進出しやすい基盤整備に取り組み、また既存企業の育成を図るため、工場等設置奨励金の予算措置をいたしました。

商業の育成につきましては、商業が活性化して、にぎわいがあり、楽しく買い物ができるよう、商工会との連携をし、魅力と活力ある店舗づくりに努めてまいります。このため、プレミアム商品券の発行補助など、引き続き商工会事業に対する支援を行ってまいります。

勤労者の労働環境整備につきましては、安心して働ける環境の整備が求められており、離職された勤労者への支援、雇用の安定、再雇用の促進を図る事業に取り組んでまいります。

重要施策の第6は、「都市基盤のまちづくり」であります。

道路や公園、上下水道など都市基盤を整備し、安全で快適な住環境を提供してまいります。また、住民との連携により、地域の特性を生かし、ユニバーサルデザインに配慮した都市基盤の整備を行ってまいります。

まず、道路網の整備については、住民と行政が連携して、安全な道路が確保されることを目指し、土地利用の方針に基づき整備し、便利さとゆとりのある道路環境の整備に取り組みます。本年は、道路交通網の整備として、新設改良18事業、路側改良6事業、舗装改良1事業を実施してまいります。また、国道21号線4車線化の推進につきましては、引き続き要望活動を実施してまいります。

次に、河川・治水の整備につきましては、総合的な治水対策により災害に強いまちをつくることを目指し、関係機関に働きかけ危険箇所を整備し、地域の特性を生かした自然に優しい河川の整備に努めてまいります。新しい取り組みといたしまして、利用者の声を生かした公園づくり事業を展開いたします。相川児童公園の改修に当たり、憩いの公園づくりを目標に意見交換会を開催し、いろいろな意見を公園改修の参考にさせていただきたいと考えております。

市街地形成につきましては、だれもが住みたくなる住環境を目指し、安心して住むことのできる環境を整備します。このため計画的な土地利用を推進し、安全で快適な市街地整備を行ってまいります。

上下水道の整備につきましては、上水道等により安全な水を供給すること、下水道により快適な生活環境を整備することに努めてまいります。上水道では、第6次変更事業を引き続き推進し、また相川左岸地域施設改良事業を進めてまいります。下水道事業においては、管網整備のほか、浄化センター、農業集落排水処理施設の適正な維持管理に努めてまいります。

公共交通機関につきましては、利用しやすい公共交通機関の確保に向け、JR東海を初め関係機関に利用者の利便性向上を働きかけてまいります。また、身近な交通手段として、住民に広く定着しております巡回バス「すこやか号」につきましても、引き続き安全第一の運行に努めるとともに、自家用車を利用できない高齢者の方などの町民の足としての役割を果たしてま

います。

重要施策の第7、「協働のまちづくり」であります。

地域活動を活発にし、多様な形態による住民参画の機会を設け、住民、NPO、事業者などとの協働を図ってまいります。また、積極的に広報・公聴活動を行い、住民と行政が互いに情報共有できる仕組みを整えてまいります。

まず、地域活動につきましては、地域が活発なコミュニティ活動を展開するよう、活動の支援や環境の整備に努めてまいります。地域の特性を生かした活動の支援では、自治会の加入の推進と自治会活動に対する助成を行い、集会所設置等への助成も行ってまいります。

次に、住民参画につきましては、住民と行政が相互に連携してまちづくりを行うよう、住民との協働を図り、さらに住民が参画できる仕組みづくりに努めてまいります。まちづくり基本条例の趣旨である自主自律した協働のまちづくりの実現に向け、公民館活動が生涯学習活動の中で地域づくり事業への取り組みが広がっていることから、自治会活動と公民館活動がうまくコラボレーションできる体制づくりとして、「地区まちづくり協議会」の設立に取り組んでまいります。さらに、ボランティア団体等の協力を得ながら、地域づくり活動の活性化を図ってまいります。

広報・情報公開・公聴につきましては、住民と行政が情報を共有することが必要であり、その仕組みづくりの整備に努めてまいります。そのため、親しまれる広報紙の発行とホームページの充実を図ってまいります。また、公聴機能の充実に向け、地域ふれあいトーク、パブリック・コメントなどを積極的に活用してまいりたいと考えております。

重要施策の第8は、「行財政運営」であります。

人口の減少、少子・高齢化、地方分権の本格的な到来など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。また、自治体の歳入、特に税収は極めて厳しい状況にあり、積極的に行財政改革に取り組み、最少の経費で最大の効果を上げる努力をしてまいります。将来のまちの発展を見据えながら、複雑化、多様化する住民ニーズや時代の要請する行政課題に的確に対応するため、より効率的、効果的な行政運営に努めてまいります。

以上、平成24年度の町政運営の基本的な考え方及び予算編成の概要について御説明を申し上げます。

日本は、太平洋戦争の敗戦を経て、戦後という社会の枠の中で動いてまいりました。日本人は、ひたすら貧困からの脱却と、豊かで便利な生活を求め、経済大国へと突き進んでまいりました。その成果として、奇跡的な復興をなし遂げたわけではありますが、東日本大震災は、長く続いた戦後時代に終止符を打ち、社会の仕組みや日本人の生き方の変換を余儀なくし、震災後の時代をもたらしたと言えます。

震災後の社会の中で、基本的な物の考え方、生き方、あるいは地域コミュニティのあり方など日本人の価値観が変わろうとする今、私たちは時代の変化に的確に対応しながら、他人事ではなく自分のこととして物事をとらえ、ともに助け合いながら地域づくりを進めていかなければ

ばなりません。まさに、まちづくり基本条例をいかに形あるものにしていくかが問われるときであると思います。

そういった中で、私は町長として町民の皆様の思いに寄り添い、我が町を愛する町民の皆様の力を信じて、ともに歩む協働による町民目線での町政に全力を傾注してまいり所存であります。議員各位を初め町民の皆様のさらなる御理解、御協力をお願い申し上げまして、私の施政方針といたします。

なお、議第34号から議第43号までの平成24年度予算の細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分なる御審議を賜り、議決いただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

御清聴ありがとうございました。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） それでは、議第34号 平成24年度垂井町一般会計予算の補足説明をさせていただきます。

同時にお配りしてございます予算資料でございますが、3ページから項別の構成比並びに対前年度比較を掲載しております。またあわせて、附則資料といたしまして平成24年度の主要事業概要を配付させていただいておりますので、参考にさせていただきたいと存じます。

それでは、平成24年度垂井町一般会計予算の第1ページでございます。

第1条でございますが、平成24年度の垂井町一般会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ82億5,000万円とするものでございます。

款、項の区分及び金額について、それぞれ順次説明をさせていただきます。

第1表でございますが、歳入歳出予算をごらんいただきたいと思います。

初めに、歳出のほうから説明をさせていただきます。5ページをごらんいただきたいと思います。

款1 議会費、項1 議会費でございます。議員共済会給付費負担金の掛け率の引き下げによりまして、8.5%減の1億305万円とするものでございます。

次に、款2 総務費、項1 総務管理費でございますが、こちらの科目に関しましては、特別職並びに総務課、企画調整課、会計職員の人件費、庁舎及び普通財産の維持管理費、電算管理費に要する経費、総合計画の推進、まちづくり、交通安全等に要する経費を計上させていただいておりますが、対前年度比でいきますと0.1%増でございます。6億2,717万2,000円計上させていただくものでございます。

次に、項2 徴税费でございます。こちらにつきましては、徴税に要する経費6.5%の増で1億3,024万8,000円とするものでございます。

項3 戸籍住民基本台帳費でございます。こちらにつきましては、12.3%増の4,757万7,000円を計上するものでございますが、主な増額の理由でございますが、平成24年7月9日から外国

人登録法が改正されます。住民基本台帳法等の改正に伴います住民登録システムの改変業務でございますが、こちらのほうに新たに1,010万7,000円の予算を計上させていただいたものでございます。

次に、項4 選挙費でございますが、65.3%の減となっております。御存じのように、平成23年度につきましては、県議会議員、町長選挙、町議会議員選挙、並びに農業委員会選挙のそれぞれ選挙費用を計上させていただいておったところでございまして、平成24年度に予定されておりますのは、今のところ県知事選挙が予定されておると、そういったことで減額に転じたものでございまして、選挙費といたしましては1,005万6,000円の計上をいたすものでございます。

次に、項5 統計調査費でございますが、5.0%減の101万7,000円とさせていただくものでございます。

次に、項6 監査委員費でございます。0.8%減の64万9,000円の予算計上をさせていただくものでございます。

次に、款3 民生費、項1 社会福祉費でございます。こちらにつきましては、4.0%増の14億5,736万6,000円とさせていただくものでございますが、特に、こちらの経費につきましては、補正予算でもかねてから増額の補正をお願いしておったわけでございますが、障害者福祉手当、障害福祉サービス給付費事業の増によるもの、並びに介護保険事業の特別会計への繰出金の増額によるものでございます。

次に、項2 児童福祉費でございます。12.3%の増となったものでございまして、金額にいたしましては16億2,124万4,000円でございます。こちらの増額の主な要因につきましては、子ども手当につきましては減額に転じたわけでございますが、幼保一元化のための北保育園の増改築に係る経費につきましては、3億3,860万円を計上したことによるものであります。あわせて東小学校の留守家庭児童教室の新設工事、こちらにつきましても1,000万円を計上した理由によるものでございます。

次に、項3 災害救助費でございます。本年度と同額の5,000円としたところでございます。

次に、款4 衛生費、項1 保健衛生費でございます。こちらにつきましては3.0%増の3億9,309万5,000円の予算計上としたものでございます。特にこちらの増額の主な理由でございますが、斎場でございます。通夜に係ります葬儀の受付場所あたりの改修工事、並びに僧侶控室の改修、火炉等の改修で、合計で1,750万円、それから保健センター費におきましては、新たに不妊治療の助成に200万円、並びに保健センターの空調機の一部改修事業に650万円、こちらを新たに計上させたものによる増でございます。

次に、項2 清掃費、33.4%の増でございまして、4億6,786万7,000円と予算計上いたすものでございますが、主な理由につきましては、エコパークの整備事業でございますが、こちらにつきまして9,738万4,000円の予算計上をしたことによるものでございます。

次に、款5 労働費、項1 労働諸費でございます。0.7%増の1,659万8,000円と予算計上いたすものでございます。

次に、款6農林水産業費、項1の農業費でございます。10.5%の増でございます。2億435万2,000円といたすものでございます。主な理由といたしましては、新たに経営体育成基盤整備事業費といたしまして、栗原地区におきます圃場整備の推進のための計画策定業務委託料2,600万円を計上したことによるものでございます。

項2林業費でございますが、こちらにつきましては3.5%減の6,347万9,000円といたすものでございますが、引き続き林道明神線の開設工事4,900万円を計上いたしておるところでございますが、前年度と比較いたしまして、当該工事の詳細設計事業によります委託料の減によるものが主な要因でございます。

次に、款7商工費、項1商工費、1.1%の増でございます。9,669万円といたすものでございますが、こちらにつきましては、今年度と同じように垂井町商工会が行いますプレミアム商品券の発行に伴います補助金、本年度と同額でございますが900万円、また住宅用の太陽光発電システム設置費補助金でございますが、来年度は当初から、今年度と比較しまして300万円増額の600万円を計上しているものでございます。また、新たに時雨庵建物保存調査業務委託料144万9,000円を計上したことによるものでございます。

次に、款8土木費、項1土木管理費でございます。こちらにつきましては、対前年度比12.6%増の5,946万4,000円といたすものでございます。こちらの主な要因につきましては、人件費におきまして、管理係と工務係の人件費を統合したことによるものの増でございます。

項2道路橋りょう費でございます。対前年度比4.2%減の2億7,797万9,000円としたところでございます。こちらの減額の主な要因につきましては、道路新設改良測量設計業務の委託につきまして減額をさせていただいたことによるものでございます。

次に、項3河川費でございます。対前年度比61.8%増の5,548万2,000円にするものでございます。こちらにつきましては、河川整備工事におきまして2,000万円の増額によりまして4,650万円といたしたものでございます。

次に、項4都市計画費、10.2%の減でございます。金額にいたしまして4億3,290万9,000円の予算額といたしたものでございますが、こちらにつきましては、今年度、清流国体に向けての大幅な朝倉運動公園の事業を行ったわけでございまして、そちらの事業費の減によるものが主なものでございますが、しかしながら、来年度に実施するにあたりまして、朝倉運動公園案内看板設置工事、野球場グラウンドの整備工事を400万円計上しているものでございます。

次に、項5住宅費でございます。対前年度に比較しまして24.4%の減でございますが、金額といたしまして2,573万3,000円を計上するものでございます。こちらにつきましては、町営住宅の維持管理に係ります経費が主なものでございます。

次に、款9消防費、項1消防費でございます。こちらにつきましては、0.3%減の3億9,683万1,000円でございますが、減に転じておりますが、来年度も消防設備の充実ということで防火水槽の新設1基を計上いたしておるところでございます。

次に、款10教育費、項1教育総務費でございます。11.8%の増でございます。9,182万

5,000円といたすものでございます。増額の主な要因につきましては、合原小学校教育支援講師の賃金421万1,000円を新たに計上したことによるものでございまして、また個別教育支援講師報酬を増額いたしたものが主な要因でございます。

項2 小学校費でございます。こちらにつきましては、対前年度比64.2%減の1億4,672万4,000円の予算額とさせていただいたものでございますが、主な減額の理由といたしましては、本年度、府中小学校東棟の耐震補強・大規模改修等の工事を行いました。そういった予算が来年度予定されていないといったことから減額になったものでございます。

次に、項3 中学校費でございますが、0.3%増の8,095万円とさせていただくものでございます。

次に、項4 幼稚園費でございます。9.6%増の1億3,899万9,000円といたすものでございますが、主な増額の要因につきましては、府中幼稚園耐震診断・補強計画の策定業務の委託料、こちらにつきまして300万円を新たに計上したことによるものでございます。

項5 社会教育費でございます。こちらにつきましても、対前年度比26.7%増の2億9,593万3,000円といたすものでございます。主な増額の要因につきましては、美濃国府跡保存管理計画策定業務委託料が345万1,000円、それから宮処寺跡発掘調査業務委託料2,583万円、及び歴史資料等のアーカイブ事業でございますが、こちらにつきまして3,000万円を新たに計上したことによる増額でございます。

項6 保健体育費でございますが、こちらにつきましても増額24.4%の1億7,371万7,000円といたすものでございますが、特にこちらにつきましては、来年度実施されますぎふ清流国体に向けまして、国体運営補助といたしまして2,800万円を増額させていただきます。3,000万円を実行委員会のほうに補助するものでございまして、そういったものが主な増額の要因でございます。

次に、款11災害復旧費でございます。

項1 農林水産施設災害復旧費、項2 公共土木施設災害復旧費、項3 文教施設災害復旧費、項4 その他公共施設災害復旧費につきましては、本年度同額としております。

次に、款12公債費、項1 公債費でございます。対前年度比20.5%減の8億293万7,000円といたすものでございますが、こちらの減額となった主な要因でございますが、クリーンセンター建設に要しました起債の償還がすべて完了したことによるものでございます。

款13諸支出金、項1 普通財産取得費、こちらにつきましては本年度と同額の4,000円。

また款14予備費、項1 予備費につきましては、本年度と同額の3,000万円といたすところでございます。

続きまして、歳入を説明させていただきます。

2ページのほうにお戻りいただきたいと思います。

歳入、款1 町税、項1 町民税でございます。こちらにつきましては、対前年度比9.3%増といたすものでございます。こちらの主な要因につきましては、年少扶養控除の廃止、それから



特定扶養控除の見直しによるものでございます。特に、個人所得割が増額になったものでございまして、16億2,948万3,000円といたすものでございます。

次に、項2固定資産税でございます。4.0%減の18億3,341万2,000円といたすものでございますが、主な減額の理由でございますが、地価の下落と、評価がえの年でございまして、評価の見直しによりまして減額になったものでございます。

項3軽自動車税でございますが、1.3%増の5,822万9,000円の予算を計上いたしたところでございます。

次に、項4町たばこ税でございます。こちらにつきましては、対前年度比53.3%増の1億6,136万3,000円と予算化したところでございますが、こちらにつきましては、平成22年度にたばこ税の引き上げが行われた後、一たんは減額に転じたわけでありましたが、その後22年度の後半、あるいは23年度につきましては増額の傾向にございまして、そちらの実績をもとに算出したところでございます。

続きまして、款2地方譲与税以下3ページまでの款10の交通安全対策特別交付金につきましては、国あるいは県からそれぞれ予算の額の範囲内で、一定の条件のもとで交付されるものでございます。それぞれお目通しをいただきたいと存じます。

なお、款9地方交付税、項1の地方交付税でございます。こちらにつきましては21.4%減の11億2,980万円の予算としたものでございまして、こちらが非常に一般財源の減につながるものでございますが、主な理由といたしましては、今年度の税の収入の伸び、特に法人税でございますが、こちらが算定に大きく影響してくるものというふうに分析をいたしておりまして、前年度に対比いたしまして21.4%減とさせていただいたものでございます。

続きまして、款11分担金及び負担金、項2負担金でございます。こちらは6.2%の減になっております。1億3,631万2,000円とさせていただいたものでございますが、減額の主な理由でございますが、保育園保育料の減によるものでございます。

款12使用料及び手数料、項1使用料でございます。こちら対前年度比につきまして3.7%減でございまして、1億3,992万5,000円といたすものでございます。主に住宅使用料、幼稚園保育料の減によるものでございます。

項2手数料、12.5%減の1億204万円といたすものでございますが、主に一般廃棄物処理手数料の減によるものでございます。

続きまして、款13国庫支出金、項1国庫負担金でございます。20.5%の減で5億3,431万6,000円といたすものでございます。主な要因につきましては、子ども手当負担金の減によるものが主な理由でございます。

項2国庫補助金、こちらにつきましても対前年度比36.3%減の1億1,850万8,000円といたすものでございますが、こちらにつきましては先ほど歳出でも御説明いたしましたが、学校の耐震補強、大規模改修での大きな事業が平成24年度においては当初予算では予定していないといったことから減額に転じたものでございます。

次に、項3委託金、こちらにつきましては364.6%増でございます、3,056万6,000円といたすものでございます。こちらにつきましては教育費委託金で、特に宮処寺跡の発掘調査の委託金でございますが、2,583万円を新たに委託金として計上したところによるものでございます。

続きまして、款14県支出金、項1県負担金、こちらにつきましては1.2%増の2億904万8,000円といたすものでございますが、主な増額の要因につきましては、障害者自立支援給付費等の増額によるものでございます。

項2県補助金、こちらにつきましては33.8%の増、2億8,120万5,000円といたすものでございますが、こちらにつきましては、主な要因ですが、福祉医療、県単独土地改良事業、国体運営交付金、アーカイブ事業のそれぞれ県からの補助金の増額によるものでございます。

次に、項3委託金でございます。5.4%増となっております。5,486万7,000円とするものでございます。主に県知事選挙の県からの委託金、こちら978万7,000円を見ておるところでございます。

次に、款15財産収入でございます。項1財産運用収入、54.2%の増としておるところでございます、579万3,000円、主に基金の利子でございます。

次に、項2財産売払収入でございますが、3.1%減の1,224万7,000円といたすところでございます。

次に、款16寄附金、項1寄附金、こちらにつきましては本年度同額の6,000円といたしたところでございます。

次に、款17繰入金、項1特別会計繰入金、こちらにつきましては本年度と同額の1,000円。

項2基金繰入金でございます。180.5%増の4億8,014万円とさせていただいております。こちらにつきましては、平成24年度の事業の財産の確保のために基金を有効に活用させていただきまして、財政調整基金からの取り崩しを2億円、減債基金からの取り崩しを8,000万円、公共下水道基金からの取り崩しにつきまして1億円、福祉基金からの取り崩し1億円、こちら主な要因でございます。

款18繰越金、項1繰越金、こちらにつきましては本年度と同額の2億円とさせていただきましてでございます。

次に、款19諸収入、項1延滞金、加算金及び過料でございます。こちらにつきましては11.1%増の200万円とさせていただきましてでございます。

項2町預金利子につきましては、本年度と同額の1,000円、項3貸付金元利収入につきましても本年度と同額の37万5,000円、項5雑入につきましては、3.5%減の5,096万3,000円とさせていただきましてでございます。

次に、款20町債、項1町債でございます、1.0%増の6億5,500万円とするものでございまして、総務債におきましては、これは従来から発行しております臨時財政対策債を5億3,000万円としておるところでございます。また、東地区こども園の設置に伴います工事に関しまし

て、民生債でございますが、こちら1億2,500万円の地方債を発行してまいりたいというふうな予算でございます。

以上が、款、項の区分及び区分別の金額について説明をさせていただきました。

次に、第2条でございます。こちら、債務負担行為について定めております。

8ページをごらんいただきたいと存じます。

地方自治法第214条の規定によりまして債務負担を起こすわけでございますが、第2表に掲げてございますように、こちらにつきましては、事項につきましては固定資産課税台帳整備業務、期間につきましては平成25年度から平成26年度までとするものでございまして、限度額につきましては、記載ございますように2,362万5,000円の予算とするものでございます。

次に、第3条、地方債でございます。こちらにつきましては、9ページに記載されております。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額でございますが、こちらにつきましては、起債の目的でございますが、臨時財政対策債、限度額については5億3,000万円、こども園施設整備事業、こちらにつきましては限度額1億2,500万円とするものでございまして、起債の方法、利率、償還方法につきましてはごらんのとおりでございますので、お目通しをいただきたいと存じます。

次に、第4条でございます。地方自治法第235条の3第2項の規定によります一時借入金の借り入れの最高額を5億円といたすものでございます。

第5条関係でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定によりまして、各項に計上いたしました給料、職員手当等及び共済費に係ります予算額にそれぞれ過不足が生じた場合におきます同一款内でのこれらの経費の各項の流用につきまして、ただし書きの規定によりまして認めていただくものでございます。

以上、平成24年度垂井町一般会計予算につきまして、概要を説明させていただきましたが、なお、133ページから137ページにかけては給与費の明細書、また138ページには債務負担行為に関します調書、また139ページにおきましては地方債の現在高の見込みに関する調書を添付いたしておりますので、お目通しをいただきたいと存じます。

以上、私からの補足説明とさせていただきます。

議長（広瀬文典君） しばらく休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時30分 再開

議長（広瀬文典君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、補足説明を求めます。

住民課長 桐山浩治君。

〔住民課長 桐山浩治君登壇〕

住民課長（桐山浩治君） 住民課の所管に係ります特別会計について、補足説明をさせていた

だきます。

最初に、議第35号 平成24年度垂井町国民健康保険特別会計予算でございます。

こちらのブルーの表紙のものでございますが、そちらの方をごらんいただきたいと存じます。

第1条、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億6,000万円と定めるものでございます。

それでは、予算の概要について御説明をさせていただきます。

第1表 歳入歳出予算の4ページ、歳出でございますが、それとあわせまして、平成24年度垂井町予算資料の5ページをごらんいただきたいと存じます。

款1 総務費、項1 総務管理費3,515万7,000円でございます。こちらにつきましては、この国民健康保険特別会計を管理する諸経費でございます。人件費、事務電算処理関係等でございますが、前年度と比較いたしまして690万8,000円、24.5%の増額となっております。増額となりましたのは、職員が2名から3名に1名増加したことに伴う人件費の増と、国保総合システム用フォーマット切りかえ業務委託料が新たに必要となったことが主な要因でございます。

続きまして、項2 徴税費222万2,000円でございますが、こちらにつきましては、国保税等の徴収に係ります経費でございます。

続きまして、項3 運営協議会費5万3,000円でございます。こちらにつきましては、国民健康保険の運営につきまして重要な事項を審議する協議会でございますが、前年度と同額の予算を計上させていただきました。

続きまして、款2 保険給付費、項1 療養諸費17億2,953万6,000円でございます。こちらにつきましては、医療費等に要する経費でございますが、前年度と比較いたしまして6,600万5,000円、4.0%の増額でございます。

続きまして、項2 高額療養費1億9,818万円でございます。こちらにつきましては、前年度と比較いたしまして1,801万4,000円、10.0%の増額でございます。

項3 移送費2,000円でございますが、前年度と同額の予算を計上させていただきました。

続きまして、項4 出産育児諸費1,891万円でございますが、こちらにつきましては出産育児一時金でございますが、前年度と同額の予算を計上させていただきました。

続きまして、項5 葬祭諸費250万円でございますが、前年度と比較いたしまして75万円、23.1%の減額でございます。

続きまして、款3 項1 後期高齢者支援金等3億6,056万円でございますが、こちらにつきましては、後期高齢者医療保険に係ります財政支援金といたしまして、社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。前年度と比較いたしまして3,600万7,000円、11.1%の増額でございます。

続きまして、款4 項1 前期高齢者納付金等43万2,000円でございますが、こちらにつきましても、前期高齢者に要する医療に係ります各保険者の財政支援金として社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。前年度と比較いたしまして51万1,000円、54.2%の減額で

ございます。

続きまして、款5項1老人保健拠出金89万4,000円でございますが、こちらにつきましては老人保健事務費拠出金で、社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。前年度と比較いたしまして87万2,000円の増額でございます。

続きまして、款6項1介護納付金1億6,761万円でございますが、こちらにつきましては介護保険制度に係ります第2号被保険者40歳から64歳の方の保険料に相当するもので、社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。前年度と比較いたしまして1,158万8,000円、7.4%の増額でございます。

続きまして、款7項1共同事業拠出金3億657万3,000円でございますが、こちらにつきましては、高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業に係ります岐阜県国民健康保険団体連合会への拠出金でございます。前年度と比較いたしまして439万4,000円、1.4%の減額でございます。

続きまして、款8項1保健事業費199万1,000円でございますが、これにつきましては、医療費の通知等に係ります経費でございます。前年度と比較いたしまして7万2,000円、3.8%の増額でございます。

続きまして、項2特定健康診査等事業費1,722万6,000円でございますが、こちらにつきましては、特定健康診査、あるいは特定保健指導に要する経費でございます。前年度と比較いたしまして1,056万円、38%の減額でございます。

続きまして、款9項1基金積立金4万1,000円でございますが、こちらにつきましては、基金の利子を見込んでいますものでございます。

続きまして、款10項1公債費12万8,000円でございますが、こちらにつきましては、後ほど1ページの方で御説明いたしますが、一時借入金に係ります利子分を予算計上させていただいたところでございます。

続きまして、款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金170万1,000円でございますが、こちらにつきましては、保険税の還付金を予算計上させていただいたところでございます。

続きまして、款12項1予備費につきましては、収支の均衡を図るため、1,628万4,000円を予算計上させていただきました。

歳出合計は28億6,000万円で、前年度と比較いたしまして1億1,700万円、4.3%の増となったところでございます。

続きまして、ページを戻っていただきまして、2ページ、歳入の御説明をさせていただきます。

款1項1国民健康保険税6億9,520万円でございます。こちらにつきましては、前年度と比較いたしまして250万円、0.4%の減額でございますが、一般被保険者に係ります保険税の減少が主な原因でございます。

続きまして、款2使用料及び手数料、項1手数料22万円でございますが、保険税に係ります

督促手数料でございます。

続きまして、款3国庫支出金、項1国庫負担金4億6,849万9,000円でございますが、前年度と比較いたしまして3,194万4,000円、6.4%の減でございます。

続きまして、項2国庫補助金1億2,728万8,000円でございますが、前年度と比較いたしまして70万4,000円、0.6%の減でございます。

続きまして、款4項1療養給付費交付金1億6,080万3,000円でございます。こちらにつきましては、社会保険診療報酬支払基金からの療養給付費に係る交付金でございますが、前年度と比較いたしまして2,413万4,000円、17.7%の増でございます。

続きまして、款5項1前期高齢者交付金7億9,639万7,000円でございます。前年度と比較いたしまして1億2,885万4,000円、19.3%の増でございますが、前期高齢者の医療費、つまり65歳から74歳までの方の医療費の増加が主な原因となっております。

続きまして、款6県支出金、項1県補助金1億3,342万9,000円でございますが、こちらにつきましては、医療費等に係ります保険者の財政支援のための県からの調整交付金でございます。前年度と比較いたしまして2,772万8,000円、26.2%の増でございます。

続きまして、項2県負担金1,606万2,000円でございますが、こちらにつきましては、主なものとして高額医療費共同事業と特定健康診査に要する費用に係ります県からの負担金でございます。前年度と比較いたしまして255万6,000円、13.7%の減でございます。

続きまして、款7項1共同事業交付金2億8,069万6,000円でございます。こちらにつきましても、高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業、これらは高額な医療費を要したときに要する費用のために岐阜県国民健康保険団体連合会が実施している事業でございますが、そちらからの交付金でございます。前年度と比較いたしまして398万2,000円、1.4%の減でございます。

続きまして、款8財産収入、項1財産運用収入4万7,000円でございますが、国民健康保険基金の利子分でございます。

続きまして、款9繰入金、項1他会計繰入金1億3,134万9,000円でございます。こちらにつきましては一般会計からの繰入金でございますが、4つの項目がありまして、保険税の軽減分に係る保険基盤安定のための繰入金、職員給与費等の経費に係る繰入金、出産育児一時金等に係る経費に要する町負担分の繰入金、財政安定化支援事業に係る繰入金でございます。前年度と比較いたしまして373万3,000円、2.9%の増でございます。

続きまして、項2基金繰入金1,000円でございますが、科目設定をお願いするものでございます。

続きまして、款10項1繰越金4,750万円でございますが、前年度繰越金でございます。前年度と比較いたしまして2,572万3,000円、35.1%の減でございます。

続きまして、款11諸収入、項1延滞金、加算金及び過料、項2町預金利子、項3雑入でございますが、ごらんとおりでございますが、歳入合計は28億6,000万円でございます。

次に、1ページにお戻りいただきまして、第2条、一時借入金でございますが、借り入れの最高額を1億円と定めるものでございます。

6ページからでございますが、今回予算計上いたしました歳入歳出予算の事項別明細書、並びに、23ページからは職員の給与費明細書が添付されておりますので、お目通し願います。

以上で、国民健康保険特別会計予算の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第42号 平成24年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

こちらの紫色の表紙のものでございます。

第1条、歳入歳出予算で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,000万円と定めるものでございます。

それでは、予算の概要について御説明をさせていただきます。

第1表、歳入歳出予算の3ページ、歳出でございます。それとあわせまして、平成24年度垂井町予算資料の9ページをごらんいただきたいと存じます。

款1総務費、項1総務管理費548万5,000円でございます。こちらにつきましては、職員の人件費が主なものでございまして、前年度と比較いたしまして336万2,000円、38.0%の減額となっております。

続きまして、項2徴収費76万5,000円でございますが、こちらにつきましては保険料の徴収に係ります経費でございまして、前年度と比較いたしまして16万6,000円、27.7%の増額となっております。

続きまして、款2項1後期高齢者医療広域連合納付金2億6,276万9,000円でございます。こちらにつきましては、岐阜県後期高齢者医療広域連合への保険料等の負担金、事務費負担金、健康診査等に係ります保健事業費の負担金でございまして、前年度と比較いたしまして2,001万5,000円、8.2%の増額となっております。

続きまして、款3保健事業費、項1健康保持増進事業費1,003万2,000円でございますが、こちらにつきましては、健康診査、いわゆる75歳以上のすこやか健診に係ります経費でございます。前年度と比較いたしまして58万円、5.5%の減額でございます。

続きまして、款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金22万円でございますが、こちらにつきましては保険料の還付金で、前年度と同額の予算計上でございます。

続きまして、項2繰出金1,000円でございますが、科目の設定をお願いするものでございます。

続きまして、款5項1予備費につきましては、収支の均衡を図るため、72万8,000円を予算計上させていただきました。

歳出合計は2億8,000円で、前年度と比較いたしまして1,600万円、6.1%の増となったところでございます。

続きまして2ページ、歳入の御説明をさせていただきます。

款1項1後期高齢者医療保険料2億867万3,000円でございますが、こちらにつきましては、

広域連合への負担すべき保険料ごとに予算計上させていただきました。

続きまして、款2 使用料及び手数料、項1 手数料5万1,000円でございますが、保険料に係ります督促手数料でございます。

続きまして、款3 後期高齢者医療広域連合支出金、項1 委託金988万6,000円でございます。こちらにつきましては、すこやか健診に係ります岐阜県後期高齢者医療広域連合からの委託金でございます。前年度と比較いたしまして514万8,000円、約108.7%の増でございます。

続きまして、款4 繰入金、項1 一般会計繰入金5,453万8,000円でございます。こちらにつきましては、事務費繰入金と保険基盤安定に係ります繰入金の2つにつきましては、一般会計から繰り入れるものでございます。前年度と比較いたしまして666万6,000円、10.9%の減でございます。

続きまして、款5 項1 繰越金684万9,000円でございますが、前年度繰越金でございます。

続きまして、款6 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料、項2 預金利子、項3 雑入につきましては、それぞれ1,000円ずつ予算計上させていただきました。

歳入合計につきましても、歳出と同じように2億8,000万円の予算計上でございます。

4ページからでございますが、今回予算計上いたしました歳入歳出予算の事項別明細書並びに、10ページからは職員の給与費明細書が添付されておりますので、お目通し願います。

以上で、住民課所管に係ります特別会計についての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 上下水道課長 中島健司君。

〔上下水道課長 中島健司君登壇〕

上下水道課長（中島健司君） それでは、上下水道課が所管いたします4つの特別会計について補足説明をさせていただきます。

まず初めに、議第36号 平成24年度垂井町簡易水道特別会計予算について説明をさせていただきます。

ピンクの表紙でございます。

予算資料につきましては、6ページに掲載をさせていただいております。

では、まず1ページでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,800万円と定めるものでございます。

では、歳出から説明をさせていただきます。3ページをお開きください。

款1 総務費、項1 総務管理費1,302万5,000円で、前年度比2,463万4,000円の減でございます。人件費、電気設備等の保安業務委託料などを計上しております。減額に関しましては、平成23年度において3つの簡易水道を上水道に統合時に、引き継ぎ金として計上してありました繰出金が減額となったものでございます。

款2 事業費、項1 事業費3,255万2,000円で、前年度比113万9,000円の増で計上いたしました。主なものといましては、2つの簡易水道分の電気料、既設配水管の漏水修繕費、また検針



業務並びに水質検査の委託料、配水管の布設がえ、北部簡易水道の取水場しゅんせつ工事、低区の減圧弁取りかえ工事などの施設の維持管理に要する経費を計上しております。

次に、款4 予備費、項1 予備費242万2,000円、前年度比288万5,000円の減でございます。

款5 災害復旧費、項1 水道施設災害復旧費、前年度と同額1,000円を計上いたしました。

続きまして、歳入でございます。2ページでございます。

款1 分担金及び負担金、項1 負担金414万3,000円、前年度比86万円の減でございます。新規の加入金、分水工事負担金を見込み、計上いたしました。

款2 使用料及び手数料、項1 使用料3,879万2,000円、対前年度比109万2,000円の減で計上したところでございます。これは、2つの簡易水道事業分の前年度実績に基づき算出しております水道使用料でございます。

項2 手数料は1万7,000円、督促手数料などを見込みました。

続きまして、款3 財産収入、項1 財産運用収入4万6,000円、基金の利子収入を見込みました。

次に、款5 繰越金、項1 繰越金500万円、前年度比100万円の増で計上いたしました。

続きまして、款6 諸収入、項1 町預金利子及び項2 の雑入ですが、1,000円で前年度と同額を計上いたしました。

また、12ページ以降に給与費明細書を添付させていただいております。お目通しをよろしくお願いいたします。

以上、平成24年度垂井町簡易水道特別会計予算といたしまして、歳入歳出それぞれ4,800万円とするものでございます。

次に、議第37号 平成24年度垂井町公共下水道事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。

水色の表紙でございます。1ページでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億5,600万円と定めるものでございます。

では、3ページの歳出から説明をさせていただきます。

款1 公共下水道費、項1 公共下水道費3億821万3,000円、前年度比5,598万7,000円の減でございます。平成24年度の公共下水道整備につきましては、平成23年度に引き続きまして、御所野交差点改良にあわせて行っております国道部分に係ります布設工事と、宮代地区を合わせまして5ヘクタールの面整備を実施する予算でございます。また、23年度に面整備工事を実施した区域の舗装復旧工事もこの中で見込ませていただいております。また、新たに認可区域といたしました東地区、宮代地区の測量及び東地区の管渠設計に伴います委託料を見込んでおります。そのほか、浄化センターの維持管理費に関する費用もこの中で見込んでおります。

続きまして、款3 公債費、項1 公債費3億4,712万4,000円で、前年度比642万6,000円の減でございます。平成23年度までの借り入れに対します元利償還金でございます。

款 4 予備費、項 1 予備費66万3,000円で、前年度比41万3,000円の増で計上いたしました。  
続きまして、2 ページでございます。歳入です。

款 1 分担金及び負担金、項 1 負担金2,577万7,000円、前年度比2,394万2,000円の減でございます。平成23年度に面整備を行いました宮代地区及び分割納付分の受益者負担金を計上しております。

款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料 1 億7,028万5,000円、前年度比214万2,000円の増であります。2,991世帯分の下水道使用料を見込んでおります。

項 2 手数料でございます。12万2,000円で、前年度比55万円の減で計上いたしました。主に、公認業者登録手数料でございます。公認業者登録につきましては、5 年ごとの更新をお願いしておりますが、更新業者 9 社分と新規分を見込んでおります。督促手数料についてもこの中で見込ませていただいております。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫補助金3,500万円、前年度比2,000万円の減でございます。平成24年度に行います公共下水道事業に係る補助対象分の国からの補助金50%分を受け入れるものでございます。

款 4 県支出金、項 1 県補助金で、前年と同額の1,000円を計上しております。

款 6 繰入金、項 1 他会計繰入金 3 億2,136万9,000円、前年度比2,071万4,000円の増でございます。一般会計からの繰入額を計上しております。

次に、款 7 繰越金、項 1 繰越金3,000万円を見込みました。前年度と同額でございます。

款 8 諸収入、項 1 預金利子につきましては、前年度と同額の1,000円を計上いたしました。

項 2 雑入につきましては304万5,000円、これは消費税還付金を見込みました。

款 9 町債、項 1 町債7,040万円、前年度比3,770万円減で、下水道事業債を見込ませていただきました。これにつきましては、国庫補助金等の対象事業については90%、町単独事業分については95%の起債を起こすといったものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ 6 億5,600万円といたすものでございます。

それでは、1 ページにお戻りをいただきたいと思っております。

第 2 条で、地方債について定めさせていただいております。

4 ページの第 2 表で、地方債発行について掲げさせていただいております。起債の目的、公共下水道事業、限度額7,040万円、起債の方法につきましては証書借り入れ、利率 5 % 以内、償還方法については、借入先の融資条件によるものとするものでございます。

また、一時借入金でございますが、これも 1 ページで、第 3 条に基づきまして、地方自治法第235条の 3 第 2 項によりまして限度額を 1 億1,100万円と定めるものでございます。

また、14ページ以降に給与費明細書を添付しております。お目通しをお願いいたします。

17ページにつきましては、地方債の現在高、前年度現在高等の調書を添付しております。お目通しをよろしくお願いいたします。

以上、平成24年度垂井町公共下水道事業特別会計予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第38号 平成24年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算について説明させていただきます。

オレンジ色の表紙でございます。

1ページでございますが、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,130万円と定めるものでございます。農業集落排水事業につきましては、梅谷にあります北部第一と伊吹の農業集落排水施設に係ります維持管理費を計上いたしております。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

3ページでございますが、款1総務費、項1総務管理費に715万1,000円、前年度比1,000円の増でございます。主なものといたしましては、北部第一農業集落排水組合補助金を計上しております。これにつきましては、地元負担分の借り入れに対する補助金を計上させていただいております。

款2管理費、項1維持管理費に1,653万8,000円、前年度比37万円の減でございます。主なものといたしましては、2つの施設の維持管理業務についての委託料でございます。

款4公債費、項1公債費で746万6,000円、前年度比55万円の減でございます。伊吹農業集落排水事業時に借り入れをいたしました建設資金の償還金でございます。

款5予備費、項1予備費は14万5,000円で、前年度比1万9,000円の増で計上いたしております。

続きまして、歳入でございます。

2ページでございますが、款1分担金及び負担金、項1負担金、前年度と同額の3,000円でございます。

款2使用料及び手数料、項1使用料で1,193万1,000円、前年度比7万5,000円の減でございます。2つの農業集落排水事業の処理世帯、168世帯分の使用料でございます。

項2手数料1,000円は、督促手数料でございます。

款3財産収入、項1財産運用収入1万円で、前年度と同額でございます。

款4繰入金、項1他会計繰入金1,915万3,000円で、前年度比82万5,000円の減、一般会計から繰り入れをお願いするものでございます。

款5繰越金、項1繰越金に20万円、前年度と同額を計上させていただいております。

款6諸収入、項1預金利子、及び項2雑入それぞれ1,000円、前年度と同額を計上させていただいております。

以上、歳入歳出それぞれ3,130万円とするものでございます。

10ページに債務負担行為の調書、それから11ページに地方債の現在高等の調書を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、平成24年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第43号 平成24年度垂井町水道事業会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。

今度は黄色の表紙でございます。よろしくお願いをいたします。1ページ、2ページで説明をさせていただきます。

初めに1ページでございます。

第2条で、業務の予定量を明記させていただいております。給水戸数8,606戸、年間総配水量は378万5,000立方メートル、1日平均配水量を1万400立方メートルと業務予定量を見込みました。主要な建設改良事業といたしまして、相川左岸地域施設改良事業といたしまして、第1水源地の浄水池築造工事に係ります管理業務委託、また配水場並びに送配水管布設に係ります実施設計業務の委託料を計上しております。施設改良事業といたしまして、公共下水道事業に伴います配水管布設がえ工事、老朽に伴います布設がえなどがございます。

では、第3条で、収益的収入及び支出の予定額を定めております。

収入予定額であります。第1款水道事業収益といたしまして3億3,278万6,000円で、前年度比1,161万7,000円の増であります。

内訳といたしまして、第1項営業収益、水道料金など3億2,347万5,000円、前年度比416万5,000円の増、第2項で営業外収益839万9,000円で、前年度比654万円の増で、消費税還付金を見込んでおります。第3項特別利益として91万2,000円、水道施設用地の売却分を計上いたしました。

次に、支出予定額でございますが、第1款水道事業費用といたしまして3億6,883万1,000円、前年度比2,558万5,000円の増であります。

内訳といたしまして、第1項の人件費を含む維持管理費の営業費用が3億3,161万円、前年度比2,666万5,000円の増でございますが、減価償却費が増額をしたものでございます。第2項営業外費用といたしまして、企業債償還金利息で3,349万7,000円、前年度比101万1,000円の減でございます。予備費は372万4,000円を計上いたしました。

続きまして、資本的収入及び支出でございます。

2ページになりますが、第1款資本的収入といたしまして1億9,008万7,000円、前年度比1億2,082万2,000円の増でございます。

内訳といたしましては、第1項加入金ですが、新規加入金として519万7,000円、第2項工事負担金では、公道分工事負担金として600万円、第3項他会計負担金では、公共下水道工事に伴う布設がえ工事負担金などで2,238万8,000円、第4項企業債は1億5,600万円、第5項で固定資産売却代金として50万2,000円を計上いたしました。

次に支出予定額でございますが、第1款資本的支出といたしまして4億4,206万9,000円、前年比1億9,604万5,000円の増。

内訳といたしましては、第1項建設改良費では、相川左岸地域施設改良事業といたしまして、浄水池築造工事、配水場築造並びに送配水管布設に係ります管理、実施設計業務を見込み、また下水道事業に伴います配水管布設がえ工事、既設配水管の布設かえなどで3億9,710万1,000円、第2項企業債償還金で4,496万8,000円であります。

では、申しわけありませんが、1ページのほうでございますが、1ページの第4条でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,198万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億5,198万2,000円で補てんするものであります。

次に、2ページでございます。第5条で企業債について定めております。

起債の目的、相川左岸地域施設改良事業、限度額は1億5,600万円、起債の方法は証書借入れ及び証券発行、利率につきましては5%以内、償還の方法といたしまして、借入先の融資条件によるものとするものでございます。

次に、第6条で一時借入金の限度額を1,000万円と定めるものでございます。

第7条では、職員給与と費を3,179万1,000円と定めております。

第8条では、たな卸資産の購入限度額を1,042万9,000円と定めるものでございます。

なお、13ページ以降に資金計画、損益計算書、貸借対照表を添付しておりますのでお目通しいただきたいと思っております。

以上、上下水道課所管に係ります特別会計につきましての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

議長（広瀬文典君） 健康福祉課長 中村繁範君。

〔健康福祉課長 中村繁範君登壇〕

健康福祉課長（中村繁範君） それでは、私どもからは、健康福祉課所管に係ります特別会計につきまして補足説明をさせていただきます。

最初に、議第39号 平成24年度不破郡介護認定審査会特別会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。

こちら緑色の表紙となっております。

お開きいただきまして、1ページでございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,400万円と定めるものでございます。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算をごらんください。

3ページの歳出でございますが、予算資料は7ページでございます。

款1、項1 認定審査費で1,399万2,000円でございます。対前年度379万1,000円、37.2%の増であります。これにつきましては、職員異動に伴います職員給与分などを見込んだ増額でございます。この項では、主に委員報酬でありますとか、人件費等を計上いたしております。

款2、項1 予備費でございますが、8,000円を計上しております。

次に2ページ、歳入でございますが、款1 分担金及び負担金、項1 負担金で467万5,000円、対前年度128万5,000円、37.9%の増でございます。こちらでは関ヶ原町との共同での審査会を設置しておりますので、関ヶ原町の負担金でございます。65歳以上の方の人口割70%と、平等割30%として計上しておるものでございます。

款3 繰入金、項1 他会計繰入金で911万5,000円、対前年度250万6,000円、37.9%の増でござ

います。こちらは関ヶ原町の負担割合に応じた垂井町負担分でございます。その分を一般会計から繰り入れさせていただくものでございます。

続きまして、款4繰越金、項1繰越金で20万9,000円を計上いたしております。

次に、款5諸収入、項1町預金利子で1,000円を計上させていただきました。

この会計では1,400万円で、対前年度375万円、36.6%の増となっております。

また、8ページ以降に給与費明細書等をつけておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

続きまして、議第40号 平成24年度垂井町介護保険特別会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。

こちら濃いピンク色の表紙でございます。

1ページをお開きいただきますと、第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億9,500万円と定めるものでございます。

また第2条で、一時借入金の額は5,000万円と定めさせていただくものでございます。

お開きいただきまして、第1表 歳入歳出予算の歳出から御説明させていただきます。

4ページでございます。また、予算資料は8ページでございます。

款1総務費、項1総務管理費で2,402万3,000円、対前年度784万円、24.6%の減でございます。こちらは介護保険特別会計を管理する諸経費でございます。主に職員体制が3名から2名となったことによる人件費、平成24年度から26年度を計画期間とする第5期計画の策定が23年度で終了したことによる経費分の減額でございます。

項2徴収費83万5,000円でございます。こちらにつきましては、納付書の印刷でありますとか郵送料で予算計上をさせていただいております。

項3認定審査費では771万円、対前年度1万3,000円、0.2%の増でございますけれども、こちらの科目では、主治医意見書作成等手数料でありますとか、介護保険事業への認定調査委託料を見込んでおるところでございます。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費では14億1,920万円、対前年度2,980万円、2.1%の増でございます。こちらは居宅介護サービス、あるいは施設介護サービスに係ります給付費等がふえております関係上、額が多くなっております。

項2介護予防サービス等諸費で5,660万円でございますが、こちらは要支援の方に対する給付費といたしまして予算計上をしております。対前年度300万円、5.6%の増でございます。

項3サービス給付費諸費でございますが190万円、前年度より10万円の増額で、国保連合会への審査支払手数料を計上いたしております。

項4高額介護サービス等費で2,230万円、こちらは高額の関係でございますが、同じ月に1割の自己負担をされておるわけですが、負担限度額を超えた方に対しまして一定の給付をするというものでございます。対前年度20万円、0.9%の減となっております。

項5特定入所者介護サービス等費で6,010万円でございます。こちらは前年度より370万円、

6.6%の増となっております。施設サービス利用に関しましては、食費や住居費等が利用者負担になっておるわけでございます。所得の低い方に対しまして、平均的費用と所得段階ごとの負担限度額の差額を給付いたしております。

項 6 高額医療合算介護サービス等費でございます。440万円で、対前年度90万円の減額でございます。年間の健康保険と介護保険の自己負担額の世帯単位での合算額が高額になった場合、限度額を超えた被保険者に対しまして償還をするというものでございます。

続きまして、款 3、項 1 財政安定化基金拠出金でございます。こちらは県への拠出金でございますが、200万円を計上しております。

款 4 地域支援事業費、項 1 介護予防事業費で412万9,000円、前年度より74万円の減額でございます。こちらは要支援、あるいは要介護状態になる前の方への予防事業の展開等経費を計上しております。

項 2 包括的支援事業・任意事業費で941万5,000円、こちらでは包括的予防のケアマネジメント事業、あるいは相談事業等を行っております。

次に、款 5 基金積立金、項 1 基金積立金でございますが、1,000円を見込んでおります。

款 6、項 1 予備費では、7,223万6,000円を計上しております。

款 7 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金では、1,015万1,000円を見込んでおります。

続きまして、歳入の御説明をさせていただきます。ページを戻っていただきまして、2 ページでございます。

款 1 保険料、項 1 介護保険料で 3 億5,060万4,000円でございます。対前年度6,360万4,000円、22.2%の増でございます。こちらは介護保険料を改めさせていただいたものでございます。

款 3 使用料及び手数料、項 2 手数料で 3 万6,000円、前年度と同額でございます。

款 4 国庫支出金、項 1 国庫負担金で 2 億7,795万1,000円、対前年度515万円、1.9%の増でございます。こちらにつきましては割合が決まっております、居宅介護給付費の20%、施設給付費の15%を国が負担する分として、その持ち分を計上いたしております。

項 2 国庫補助金でございますが6,576万8,000円、対前年度427万2,000円、6.1%の減でございます。こちらは調整交付金としまして、介護給付費総額の3.9%を見込んでおります。

続きまして、款 5 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金で 4 億5,490万4,000円、対前年度525万8,000円、1.1%の減でございますが、こちらは、介護給付費交付金につきましては介護給付費総額の29%と、地域支援事業支援交付金につきましても地域支援事業費の29%を見込んだものでございます。

款 6 県支出金、項 1 県負担金で 2 億3,051万3,000円で、対前年度638万7,000円、2.8%の増でございます。こちら、先ほどの国庫負担金と同じ割合で負担が決まっております、居宅介護給付費の12.5%、施設給付費の17.5%で算出いたしておるものでございます。

項 2 財政安定化基金支出金につきましては、1,624万2,000円を計上いたしております。こちらは保険料の上昇緩和措置として、県に設置されております基金の余裕分を第 1 号被保険者の

上昇の緩和に活用できることとされたのを受けまして見込ませていただいたものでございます。

項 3 県補助金で237万7,000円につきましては、地域支援事業県交付金として介護予防では12.5%、包括的支援任意事業では19.75%と定められた率で見込ませていただいております。

また、項 4 委託金では1,000円を見込んでおります。

款 7 財産収入、項 1 財産運用収入で1,000円、こちらにつきましては基金利子でございます。

款 9 繰入金、項 1 一般会計繰入金で 2 億2,651万5,000円、こちらにつきましても割合が決まっております。介護給付費繰入金で介護給付費の12.5%を町が負担するために繰り入れるものでございます。そのほか事務費等繰入金で2,857万5,000円を、人件費等に係ります経費について繰り入れをするものでございます。

また、項 2 基金繰入金では、1,000円を計上いたしております。

次に、3 ページの繰越金でございますが、前年度繰越金として6,613万円を見込んでおります。

款11諸収入では、395万6,000円を計上いたしておりますが、この中では、項 3 雑入で395万3,000円を見込んでおります。こちらは、主なものといたしましては、介護予防サービス計画作成費の受託金を見込んだものでございます。

款12町債、項 1 財政安定化基金貸付金では1,000円の計上でございます。

以上で歳入の説明とさせていただきます。

また、末尾22ページ以降には給与費明細書もつけておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

以上で、介護保険特別会計予算の補足説明とさせていただきます。

次に、議第41号 平成24年度不破郡障害者自立支援認定審査会特別会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。

この肌色の表紙でございます。

1 ページをお開きいただきますと、第 1 条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ107万円と定めるものでございます。

次のページをお開きいただきまして、2 ページでございますが、第 1 表 歳入歳出予算の歳出から、3 ページでございます。予算資料につきましては、9 ページをごらんいただきたいと思っております。

款 1、項 1 認定審査費で107万円、前年度同額でございます。こちらでは、各委員の報酬等、事務的経費を計上いたしております。

次に、歳入につきましては、2 ページでございます。

款 1 分担金及び負担金、項 1 負担金で31万9,000円、前年度より 1 万円の減額でございます。こちらは関ヶ原町からの負担金でございます。負担割合につきましては、障がい者関係の手帳所持者の方の割合による人口割が70%、平等割が30%として定めておりますので、その分の受け入れでございます。



款 3 繰入金、項 1 他会計繰入金で62万1,000円、こちらは関ヶ原町の負担割合と同じ割合で算出いたしました垂井町負担分を一般会計から繰り入れるものでございます。

款 4 繰越金、項 1 繰越金で13万円を見込ませていただきました。

以上、健康福祉課所管に係ります特別会計予算についての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第34号 平成24年度垂井町一般会計予算から議第43号 平成24年度垂井町水道事業会計予算は、12人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は、12人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、江上聖司君、中村ひとみ君、安田功君、角田寛君、藤埴理君、富田栄次君、吉野誠君、木村千秋君、栗田利朗君、丹羽豊次君、小林敏美君、衣斐弘修君、以上の12人を指名いたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました12人の諸君を予算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

午前11時32分 休憩

午前11時33分 再開

議長（広瀬文典君） 再開いたします。

休憩中に予算審査特別委員会が開かれ、委員長に衣斐弘修君、副委員長に藤埴理君が互選されましたので報告いたしておきます。

日程第3 議第1号 垂井町暴力団排除条例の制定について

議第2号 垂井町監査委員条例の一部改正について

議第3号 垂井町印鑑登録に関する条例等の一部改正について

議第4号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について

- 議第5号 垂井町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第6号 垂井町ねたきり老人等介護者慰労金支給に関する条例の一部改正について
- 議第7号 垂井町障害児通園施設設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第8号 垂井町介護保険条例の一部改正について
- 議第9号 垂井町町営住宅条例の一部改正について
- 議第10号 垂井町都市計画審議会条例の一部改正について
- 議第11号 垂井町下水道条例の一部改正について
- 議第12号 岐阜市との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第13号 大垣市との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第14号 羽島市との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第15号 各務原市との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第16号 山県市との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第17号 瑞穂市との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第18号 本巣市との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第19号 海津市との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第20号 岐南町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第21号 笠松町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第22号 養老町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第23号 関ヶ原町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第24号 神戸町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について

- 議第25号 輪之内町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第26号 安八町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第27号 揖斐川町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第28号 大野町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第29号 池田町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第30号 北方町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議について
- 議第31号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 議第32号 町道路線の認定について
- 議第33号 平成24年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについて

議長（広瀬文典君） 日程第3、議第1号 垂井町暴力団排除条例の制定についてから議第33号 平成24年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについてまでを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第1号から議第33号まで、一括して提案理由を御説明申し上げます。

議第1号 垂井町暴力団排除条例の制定につきましては、暴力団の排除に関し基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する事項を定めるための条例を制定するものであります。

議第2号 垂井町監査委員条例の一部改正につきましては、定例監査の実施月を変更するとともに、文言の整理を図るため所要の改正を行うものであります。

議第3号 垂井町印鑑登録に関する条例等の一部改正につきましては、住民基本台帳法の一部を改正する法律、及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律が施行されることに伴い、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象となるため、所要の改正を行うものであります。

議第4号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正につきましては、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法、及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改

正する法律、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律、及び地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議第5号 垂井町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第6号 垂井町ねたきり老人等介護者慰労金支給に関する条例の一部改正につきましては、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象となること、及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議第7号 垂井町障害児通園施設設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の公布により、児童デイサービス事業の法的根拠が障害者自立支援法から児童福祉法に移行され、また事業の名称も児童発達支援に改められたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議第8号 垂井町介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険法第129条の規定に基づく介護保険料について、平成24年度から平成26年度までの間の保険料率を定めるため、所要の改正を行うものであります。

議第9号 垂井町町営住宅条例の一部改正につきましては、公営住宅法の一部改正により公営住宅入居資格のうち同居親族要件が撤廃されることに伴い、地域主権改革一括法の施行により所要の改正を行うものであります。

議第10号 垂井町都市計画審議会条例の一部改正につきましては、都市計画に関する多様な意見を求め、一層の計画の健全な発展と秩序ある整備を図るため、委員の任命区分を拡充するとともに文言の整理を行うため、所要の改正を行うものであります。

議第11号 垂井町下水道条例の一部改正につきましては、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象となること、及び下水道法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、排水基準が緩和されるため、所要の改正を行うものであります。

議第12号から議第30号の、岐阜市ほか18市町との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議につきましては、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象となることに伴い、関係する19市町との事務の相互委託に関する規約の一部を改正するものであります。

続きまして、議第31号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議につきましては、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象となるため、所要の改正を行うものであります。

議第32号 町道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、新たに宮代118号線ほか5路線を町道として認定しようとするものであります。

議第33号 平成24年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れにつきましては、平成24年度において公共下水道事業収入が見込めないため、垂井町一般会計から垂井町公共下水道事業

特別会計へ繰り入れしようとするものであります。

細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 企画調整課長 早野博文君。

〔企画調整課長 早野博文君登壇〕

企画調整課長（早野博文君） 私どもに係ります議第1号 垂井町暴力団排除条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

暴力団排除条例の制定に向けた動きが、昨今動き出しております。県内の市町村で広がりを見せておりまして、近隣市町では瑞穂市や、あるいは輪之内町が今年の12月に制定するほか、岐阜市など複数の自治体で制定に向けた準備が進められておるところでございます。

今年の4月に岐阜県が同条例を施行しまして、近年の暴力団排除への機運の高まりを受け、我が垂井町におきまして、暴力団を関与させないことや、あるいは事業者に対して町が情報提供をすることなど、県の条例に準じて今回策定をいたしたところでございます。

また、岐阜県警と県下の全市町村でございますが、今年の3月までに事務事業からの暴力団排除に向けた合意書を締結しておりまして、町といたしましても、町と警察だけでなく町民や町内事業者とも連携して、暴力団を排除していく必要があるとしたところでございます。

それでは、条例案について説明をさせていただきます。

この条例は、第1条から12条で構成されておりまして、第1条から5条までは条例の目的、定義、あるいは基本理念及び町、町民、事業者の責務を、第6条から8条までは暴力団の排除に関する基本的施策などについて規定をし、また9条から11条までは青少年の健全な育成を図るための指導、利益供与の禁止、祭礼等からの暴力団排除について規定しておるところでございます。

まず第1条の目的でございます。

暴力団は、町民生活の場に深く介入し、暴力やこれを背景とした資金獲得活動によって、町民や事業者に多大な脅威を与えております。この条では、町民、事業者及び行政が一体となりまして暴力団の動向を監視し、暴力団を寄せつけず、安全で平穏な町民生活の確保や社会経済活動の健全な発展に寄与することなどを、この条例の目的について規定をしておるところでございます。

第2条の定義でございます。

この条例におきますところの用語の定義を規定したものでございまして、第5号にございます「町民等」でございます。号中に町民とございますが、町内に居住する者のほか、町外からの通勤者や通学者等、町内に滞在する者を指しておりまして、また同じく事業者とございますが、個人の事業者を含め町内で事業を行う者を指しておるところでございます。

次に、第3条、基本理念でございます。

暴力団の排除を推進する上での基本理念について、規定をいたしております。条文中に、暴

力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと、及び暴力団を利用しないことについて記述をいたしておりますが、これは暴力団の排除、暴力追放によります通常「三ない運動」と呼ばれておりますが、その概念を指してありまして、町への暴力団の侵入阻止、暴力団の排除を推進する上で町民等の基本的な姿勢について規定をいたしました。

第4条の町の責務でございますが、この条は町の責務として、町民等の協力を得ること及び公益財団法人岐阜県暴力追放推進センター等と連携を図ることにより、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを規定したところでございます。

第5条の町民等の責務でございます。

町民等の取り組み方、あるいは町が実施する施策への協力や情報提供など、町民等の責務をここで規定したものでございます。

第2項では、事業者が社会的責任を果たし、事業活動が暴力団を利することとならないよう事業者の責務を述べております。

また、第3項の「暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とございますが、この具体例につきましては、暴力団員が関与する賭博、あるいはのみ行為等への参加、あるいは暴力団員との内縁関係や妥当性を欠く養子縁組など、また暴力団員の冠婚葬祭への出席等々を指しておるところでございます。

第4項の「暴力団の排除に資すると認められる情報」とございますが、例えば暴力団A組がB飲食店からみかじめ料を徴収しているとか、あるいはCマンションの2階にはD組の関係者が多数で入りし、事務所があるかもしれないなどといったような情報が考えられておるところでございます。

次に、第6条の町の事務及び事業における措置でございます。

町が実施する事務事業に、暴力団員及び暴力団関係者を参入させることは、暴力団の活動資金を税金で充実させることとなりまして、決して許されるものではございません。町の事務事業全般から暴力団を排除するため、相手方が暴力団員、暴力団または暴力団員と密接な事業者でないことの確認や、あるいは公共事業におけます指名停止などの措置を講ずることをこの条で規定しておるところでございます。

続いて、第7条でございます。

公の施設の使用における措置でございます。ここでは、公共施設において暴力団員による行事、あるいは各種興行等が開催されることを阻止し、暴力団の資金源の封圧等を図る観点から、各種公共施設を暴力団員等に利用させないための必要な措置を規定したものでございます。

次に、第8条の町民等に対する支援でございます。

町民等が、暴力団事務所の撤去運動等、暴力団の排除活動を実施する場合などにおける情報の提供、その他の必要な支援を行うこと、及び関係者の安全を確保することを定めたものでございます。

第9条、青少年に対する指導等でございます。

この条では、青少年の暴力団への加入及び暴力団犯罪からの被害を防止して青少年の健全な育成を図るため、青少年に対します指導等取り組みについて規定をしております。

次に、第10条の利益の供与の禁止でございます。

第1項中にございます「暴力団の威力を利用する目的」とは、これにつきましてはトラブルなどを暴力団の威力によって解決するために、暴力団員等に対し用心棒代を支払うような場合を想定しておりますし、同じく「暴力団の活動若しくは運営に協力する目的」とございますが、これにつきましては、暴力団の活動を助けることとなるような利益の供与や、あるいは暴力団組織の円滑な運営に結果として役立つような利益の供与を指すものでございます。具体的には、例えば暴力団に対してみかじめ料を支払うとか、あるいは暴力団事務所の建築、修繕をすることなどが該当いたします。

また、「金品その他の財産上の利益の供与」とございますが、これらにつきましては、金銭あるいは物品、有価証券等の財物のほか、債務の免除や労務の提供等といった財産上不法の利益も含みまして、受け取る者にとって財産的な利得があるものを一切指しておるところでございます。

第11条でございます。

祭礼等からの暴力団の排除につきましては、花火大会やさまざまなイベント等の行事から暴力団を排除するため、行事主催者等が行事運営に関する者を事前に確認するなどの取り組みを規定したものでございます。

第12条、委任でございます。

この条例に規定されている事項のほかに、施行に必要な事項がある場合は町長が定めることについて規定をしたものでございます。

附則、この条例の施行日を24年4月1日とする旨、規定をしたものでございます。

以上、条例案の補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（広瀬文典君） しばらく休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後1時15分 再開

議長（広瀬文典君） 再開いたします。

休憩前に引き続き補足説明を求めます。

総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） それでは、議第2号 垂井町監査委員条例の一部改正につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の改正の主な内容につきましては、定例監査の実施月を変更するとともに、あわせて地方自治法等関係法令の根拠条項を条例中に明記するための所要の改正を行うものでござい

ます。

あわせまして、お配りしてございます条例の新旧対照表 1 ページ以降ですけれども、参考にしていただきたいと思います。

それでは、早速、条文の説明に入らせていただきます。

第 1 条及び第 2 条でございます。こちらにつきましては、趣旨並びに監査委員の定数を規定しているところでございます。

監査委員の定数につきましては、もとより地方自治法第 195 条第 2 項におきまして、町村にあっては 2 人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる規定されているところございまして、定数を増加する場合につきましては条例の規定事項となるものでございまして、本町のように法定定数の場合につきましては、条例の規定は不要であるといったことから、第 1 条中の法令根拠条項を削らせていただきまして、第 2 条を削除とするものの改正でございます。

次に、第 3 条でございます。請求又は要求による監査を規定している条項でございます。

請求又は要求による監査につきまして、地方自治法第 199 条第 7 項、こちらの規定につきましては、町長の要求によります財政援助団体等に対する監査の規定でございます。また、地方公営企業法第 27 条の 2 第 1 項につきましては、管理者の要求によります金融機関等が取り扱います公金の出納、収納または支払い事務に関する監査を規定している部分でございます。また、地方公営企業法第 34 条につきましては、管理者の要求によります職員の賠償責任に関する監査を定めておるものでございますが、それぞれ条例中に法令根拠等の条項が明記されていないことから、あわせて整理をさせていただくものでございます。

続きまして、第 4 条でございます。

こちらが第 1 項についてでございますが、冒頭申し上げましたように、定例監査の目的をより効果的に達成するため、その実施月につきまして、従来 7 月及び 8 月にそれぞれ定例監査を行われていたものでございますが、10 月及び 11 月に実施する旨定めるものでございます。

続きまして、第 5 条でございます。

こちらは随時監査について規定しておるところでございます。こちらにつきましても、地方自治法第 199 条第 2 項、行政監査を規定しているところでございます。また、地方公営企業法第 27 条の 2 第 1 項、こちらにつきましても先ほど御説明いたしましたように、公金の収納または支払い事務に関する監査でございますが、こちらにつきましても条例中に明記されていないため、法令根拠の条項を明示するために整理させていただくものでございます。

第 6 条につきましては、現金出納検査の例示の例外につきまして、文言を整備するものでございます。

第 7 条につきましても、同じく文言の整理を図ったものでございます。

附則といたしまして、この条例につきましては、平成 24 年 4 月 1 日から施行をさせていただくものでございます。



よろしく御審議の上、御理解いただきたいと存じます。以上、私のほうからの補足説明とさせていただきます。

議長（広瀬文典君） 住民課長 桐山浩治君。

〔住民課長 桐山浩治君登壇〕

住民課長（桐山浩治君） 住民課の所管に係ります議第3号及び議第12号から議第31号までについて、補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、外国人住民についても日本人住民と同様に住民基本台帳法の適用対象に加え、外国人住民の利便の増進及び行政の合理化を図るため、住民基本台帳法の一部を改正する法律が本年7月9日に施行されることと、あわせて外国人登録法が廃止されることにより所要の改正を行うものでございます。

これまで、外国人住民は外国人登録法に基づき外国人登録原票に記載され、日本人住民とは異なる制度に登録されております。今回、入管法及び住民基本台帳法の改正で、外国人住民も日本人住民と同様に住民票に記載されることとなります。

それでは、議第3号 垂井町印鑑登録に関する条例等の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

ここでは3つの条例改正を行うものでございます。

あわせて新旧対照表、3ページをごらんいただきたいと存じます。

第1条につきましては、垂井町印鑑登録に関する条例の一部改正でございます。

第2条第1項中「次に掲げる者」を「住民基本台帳法に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている者」に改め、同項各号を削るものでございます。

第2条は、登録の資格について規定しておりますが、外国人登録法が廃止されることにより、条文の整備を行うものでございます。

第4条中、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「又は外国人登録原票」及び「又は登録」を削り、「若しくは名又は氏名」を「名若しくは通称又は氏名若しくは通称」に、「表わして」を「表して」に改め、同条第2号中、氏名の次に「又は通称」を加え、「表わして」を「表して」に改め、同条第5号中「表わし」を「表し」に改め、同条に次の1項を加えるものでございます。

2項としまして、町長は、前項第1号及び第2号にかかわらず、外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができるを加えるものでございます。

第4条は登録することができない印鑑について規定しておりますが、外国人住民の住民票に通称の記載が認められたことと、非漢字圏の外国人住民には、住民票の備考欄に片仮名表記がされることによる改正でございます。

そのほかにつきましては、文言の整備でございます。

第5条第3項第1号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は外国人登録証明書」を削るものでございます。

第5条は申請の確認について規定しておりますが、外国人登録法の廃止により「外国人登録証明書」の文言を削るものでございます。

第6条第4号中、「氏名」の次に「（外国人住民にあっては、通称又は第4条第2項の登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記を含む。）」を加えるものでございます。

第6条は登録について規定しておりますが、印鑑登録原票に登録する事項として、外国人住民の氏名については、通称又は片仮名表記を登録するものでございます。

第9条第1項及び第10条第1項中「一に」を「いずれかに」に改めるものでございますが、文言の整備でございます。

第11条第2項中「住民基本台帳法若しくは外国人登録法」を「法」に改めるものでございますが、外国人登録法の文言を削るものでございます。

第12条の見出し中「まっ消」を「抹消」に改め、同条第1項中に「一に」を「いずれかに」に、「まっ消」を「抹消」に改め、同項第1号を次のように改めるということで、第1号を、第9条の規定による届出又は第10条の規定による申請があったときに改めるものでございます。

次に、第12条第1項第4号中、「又は名」の次に「（外国人住民にあっては、通称又は片仮名表記を含む。）」を加え、「第4条第1号」を「第4条第1項第1号」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加えるものでございます。5号としまして、外国人住民にある者が、法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったときを加え、第12条第2項中「前項第3号から第5号まで」を「前項第3号、第4号及び第6号」に、「まっ消」を「抹消」に改めるものでございます。

第12条は印鑑登録の職権による抹消について規定しておりますが、外国人住民の通称又は片仮名表記の変更により、登録することができない印鑑となったときの規定の追加と、住民票に記載される外国人住民でなくなったときの規定を加えるものでございます。

そのほかにつきましては、条文及び文言の整備を行うものでございます。

第13条中、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「第5号」を「第6号」に、「まっ消」を「抹消」に改めるものでございますが、条文及び文言の整備を行うものでございます。

第15条第1項第1号中、「氏名」の次に「（外国人住民にあっては、通称又は第4条第2項の登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記を含む。）」を加えるものでございます。

第15条は印鑑登録証明書について規定しておりますが、印鑑登録証明書に記載する氏名について、外国人住民の通称又は片仮名表記を加えるものでございます。

第16条中、「一に」を「いずれかに」に改めるものでございますが、文言の整備でございます。

次に、第2条は、垂井町在住外国人高齢者福祉金支給条例の一部改正でございます。

第2条第2項第1号中、「前から」の次に「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律第4条の規定による廃止前の」を加え、「において外国人登録を行っているもの」を「に住所を有しているもの」に改めるものでございます。

法律第4条の規定といたしますのは、外国人登録法の廃止について規定しておりますが、廃止前の外国人登録法の規定により登録されていた者は、引き続き外国人高齢者とするというものでございます。

次に、第3条は、垂井町手数料条例の一部改正でございます。

別表5の部5の項中「第30条の19第1項」を「第30条の18第1項」に、「第30条の18第1項」を「第30条の17第1項」に改め、同表11の部中9の項を削り、同部10の項中「9まで」を「8まで」に改め、同項を同部9の項とするものでございます。

別表5の部、5の項は、住民基本台帳カードの交付、または再交付の手数料について規定しておりますが、住民基本台帳カードの交付または再交付の根拠法令であります住民基本台帳法施行令の一部改正によりまして、該当条項が1条繰り上がったことによる改正でございます。

11の部9の項は、外国人登録証明書の交付手数料について規定しておりますが、外国人登録法の廃止に伴い削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成24年7月9日から施行するものでございます。

2項では、垂井町印鑑登録に関する条例の一部改正に伴う経過措置といたしまして、改正前の条例により印鑑の登録を受けている者、または登録の申請をしている者で、この条例の施行日において改正後の条例により印鑑の登録を受けることができない印鑑の登録、または登録の申請については職権で印鑑の登録を抹消し、または登録の申請を受理しないものとする。この場合において、印鑑の登録の抹消について、印鑑を登録していた者に通知する旨を規定するものでございます。

続きまして、議第12号から議第30号までについて、補足説明をさせていただきます。

新旧対照表、28ページをごらん願います。

現在、垂井町は平成12年から岐阜市ほか18の市町と住民票等の各種証明書を相互に発行できる事務委託を行っております。今回の外国人登録法の廃止に伴い、外国人登録原票に登録されている事項の証明書の交付事務を削除する必要が生じたので、規約の変更を行うものでございます。

最初に、議第12号 岐阜市との間の証明書の交付等に関する事務の相互委託の変更に関する協議につきましては、第1条第1号二を削るものでございますが、交付する証明書のうち「外国人登録原票に登録されている事項の証明書」を削るものでございます。

附則といたしまして、この規約は平成24年7月9日から施行するものでございます。

また、議第13号以降も同様の改正でございまして、説明は省かさせていただきますが、それ

それ大垣市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町との事務委託に関する規約の変更をお願いするものでございます。

続きまして、議第31号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議につきまして、補足説明をさせていただきます。

新旧対照表、28ページをごらん願います。

この規約改正につきましても、外国人登録法の廃止により所要の改正を行うものでございます。

別表第2備考2中「及び外国人登録原票」を削るものでございます。

附則といたしまして、この規約は平成24年7月9日から施行し、改正後の別表第2備考2の規定は、平成25年度予算に係る関係市町村の負担金の額の算定から適用するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。  
議長（広瀬文典君） 税務課長 高木一幸君。

〔税務課長 高木一幸君登壇〕

税務課長（高木一幸君） 私のほうからは、税務課所管に係ります議第4号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の主な改正点は、地方税法の改正による個人住民税の税率の引き上げや、町たばこ税の税率の引き上げ、住民税退職所得に係る税額控除の廃止などでございます。

それでは、改正条例の説明に入らせていただきます。

議案並びに新旧対照表の10ページをお開きください。

まず、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法、及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律によりますところの条例改正の関係でございます。

初めに、第95条はたばこ税の税率を定めておりまして、県たばこ税の税率が1,000本につき644円引き下げられますが、その同額について町たばこ税の税率を引き上げるもので、旧3級品以外のたばこにつきましては、1,000本につき「4,618円」から「5,262円」とするものでございます。これは法人実効税率の引き下げにより、都道府県に増収、市町村に減収が生じ、このため道府県たばこ税と市町村たばこ税との間で税率を調整することで、都道府県と市町村の増減収の調整を行うものでございます。

次は、本則附則の改正でございます。

附則第8条は、町民税の分離課税に係る所得割の額の特例等を規定したものでございますが、これまで退職所得の分離課税に係る所得割の額は、第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した金額から、その10分の1に相当する金額を控除して得た金額とする特例を定めておりましたが、今回、特例が平成25年から廃止となることから、この条項を平成25年1月1日に削除するものでございます。

次に、附則第15条の2は、たばこ税の税率の特例を定めたもので、旧3級品の紙巻きたばこに係る町たばこ税の税率につきまして305円引き上げて、1,000本につき「2,190円」を「2,495円」とするものでございます。

次は、地方税法の一部を改正する法律による条例改正の関係でございます。

附則第18条の13は、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例でございます。もともと4月27日の改正におきましては、東日本大震災により住宅や家財等について生じた損失、すなわち雑損控除について、平成24年度課税での控除対象となるのを特例損失金額として平成23年度課税から適用できるように前年前倒しとしたことと、控除額が所得を上回った際に、引き切れなかった控除額を翌年度以降に繰り越しができますが、その繰り越し可能期間3年を5年へ延長する2点の改正が行われました。

第1項については、2つの改正ともに特例損失金額という定義を使用していましたが、法律及び施行令の所要の規定の整備を踏まえて改正され、今回は前年前倒し分について、損失対象金額と新たに定義づけし、明確化が図られたことから改正させていただくものでございます。

次に、第2項と第4項をそれぞれ第1項と第3項に統合しておりますのは、もともと施行令による読みかえ規定となっていました。当該損失対象金額としておけば平成23年度も含まれ、読みかえ規定の必要がないことから、今回、法律及び施行令の改正にあわせて改正させていただくものでございます。

なお、第2項と第4項の統合により、「第3項」を「第2項」に、「第5項」を「第3項」に、それぞれ項の繰り上げをするものです。

次は、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律による条例改正の関係でございます。

附則第18条の16は、個人の町民税の税率の特例等を規定するもので、東日本大震災からの復興に関し、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保のために改正するもので、平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の町民税に限り、均等割の標準税率、現行「3,000円」については500円を加算した額、すなわち「3,500円」とするものでございます。なお、県民税の均等割の標準税率、現行「1,000円」につきましても、500円を加算した「1,500円」となります。

次に、附則関係でございます。

第1条は施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行するものであります。ただし、第1号に掲げる附則第8条、町民税の分離課税に係る所得割の額の特例等の改正規定及び次条の町民税に関する経過措置の規定につきましては、平成25年1月1日から施行するものです。

また、2号に掲げる第95条のたばこ税の税率の改正規定、附則第15条の2第1項たばこ税の税率の特例の改正規定、及び附則第3条町たばこ税に関する経過措置の規定につきましては、平成25年4月1日から施行するものでございます。

次に、第2条は町民税に関する経過措置でございます。

また、第3条は町たばこ税に関する経過措置でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 健康福祉課長 中村繁範君。

〔健康福祉課長 中村繁範君登壇〕

健康福祉課長（中村繁範君） それでは、私どもからは、ただいま上程されております健康福祉課所管に係ります議第5号 垂井町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてから、議第6号、議第7号及び議第8号について補足説明をさせていただきます。

最初に、議第5号 垂井町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

新旧対照表につきましては、12ページからでございます。

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、第9条の利用料金の規定において、同条第1項第2号中で引用している障害者自立支援法「第30条第2項」が「第30条第3項」に繰り下がったため、整理をし改めさせていただくものでございます。

なお、障害者自立支援法第30条第3項につきましては、特例介護給付費、または特例訓練等給付費の額を定める規定でございます。

附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行させていただくものでございます。

次に、議第6号 垂井町ねたきり老人等介護者慰労金支給に関する条例の一部改正についてであります。

新旧対照表は、13ページからでございます。

この条例は、居宅において寝たきり等の状態にある老人等の介護者に対し、慰労金を支給し介護者の労をねぎらうものでございます。

改正理由につきましては、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行及び外国人登録法の廃止に伴いまして、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象となるためのもの、並びに介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、第3条中、受給対象の規定において「され、又は外国人登録法第4条第1項の規定により外国人登録原票に登録」の文言を削るもの、また第4条の支給額及び支給方法等の規定において、同条第4項第2号中で引用している介護保険法「第8条第22項」が「第8条第24項」に繰り下がったため、整理をし改めさせていただくものでございます。

附則といたしまして、この条例中、第4条第4項第2号の改正規定は平成24年4月1日から、第3条の改正規定は平成24年7月9日から施行させていただくものでございます。

続きまして、議第7号 垂井町障害児通園施設設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

新旧対照表は、14ページからでございます。

今回の改正は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律が公布されたことによりまして、児童デイサービスが児童発達支援に移行、すなわち障害者自立支援法から児童福祉法に移行することに伴いまして、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、第1条の設置の規定において「障害者自立支援法第5条第8項」を「児童福祉法第6条の2第2項」に、「児童デイサービス」を「児童発達支援」に改めるものでございます。

次に、第4条の利用対象者の規定において、「サービス」を「児童発達支援」に改め、同条第1号中「第19条第1項」を「第21条の5の5第1項」に、「介護給付費」を「障害児通所給付費」に改めるものでございます。

続きまして、第6条の利用料の規定であります。同条第1項中「サービス」を「児童発達支援」に、「第29条第3項」を「第21条の5の3第2項第1号」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行させていただくものでございます。

次に、議第8号 垂井町介護保険条例の一部改正についてであります。

新旧対照表は、15ページからでございます。

今回の改正は、介護保険法第117条に基づく第5期いきがい長寿やすらぎプラン21、垂井町介護保険事業計画の策定に伴い、同法第129条に基づく介護保険料を改定させていただくため、所要の改正を行うものであります。

この垂井町介護保険事業計画につきましては、3年ごとに保険給付の円滑な実施に関する計画を定めることとなっております。また、3カ年を通じて財政の均衡を保つことができるものでなければならないとされており、過去3年間の実績、あるいは要介護者の増加、サービス量の増加、施設の基盤整備等を踏まえ、平成24年度より向こう3カ年、26年度までの保険給付費を推計いたしまして、基準月額4,150円の保険料を算出させていただきました。

また、現行の6段階の所得区分を見直して、新たな高額所得段階を追加し9段階にするともに、低所得段階の適用比率の引き下げをいたしました。

それでは、本文に入らせていただきます。

垂井町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

第2条中、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第1号中「第38条第1項第1号」を「第39条第1項第1号」に、「2万1,120円」を「2

万4,900円」に改めるものでございます。こちらは所得段階の第1段階を指しております。生活保護受給者、または老齢福祉年金の受給者で世帯全員が町民税非課税の方に対しての保険料の年税額でございます。この第1段階は、負担率0.5を乗じた額ということでございます。

同条第2号中「第38条第1項第2号」を「第39条第1項第2号」に、「2万1,120円」を「2万4,900円」に改めるものでございます。この同条第2号は、第2段階をあらわしております。この第2段階では、世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方で、負担率0.5を乗じた額でございます。

次に、同条第3号中「第38条第1項第3号」を「第39条第1項第3号」に、「3万1,680円」を「3万7,350円」に改めるものでございます。この同条第3号は、第3段階として、世帯全員が町民税非課税で、負担率0.75を乗じた額でございます。

同条第4号中「第38条第1項第4号」を「第39条第1項第4号」に、「4万2,240円」を「4万9,800円」に改めるものでございます。この同条第4号は、第4段階として、本人が町民税非課税で、負担率は1.0でございます。すなわち、この4段階を基準とするものでございます。

続きまして、同条第5号の改正につきましては、6万2,250円に改めるものでございます。この同条第5号は、第5段階として、本人が町民税課税で合計所得金額が190万円未満の方で、負担率は1.25を乗じた額でございます。

同条第6号につきましては、7万4,700円に改めるもので、第6段階として、本人が町民税課税で合計所得金額が190万円以上350万円未満の方で、負担率は1.5を乗じた額でございます。

同条第7号につきましては、7万9,680円と定め、第7段階として、本人が町民税課税で合計所得金額が350万円以上500万円未満の方で、負担率は1.6を乗じた額でございます。

同条第8号につきましては、8万4,660円と定め、第8段階として、本人が町民税課税で合計所得金額が500万円以上750万円未満の方で、負担率は1.7を乗じた額でございます。

第9号につきましては、8万7,150円と定め、第9段階として、本人が町民税課税で合計所得金額が750万円以上の方、負担率は1.75を乗じた額とさせていただくものでございます。

また、同条第5号から第8号各号のイで、要保護者について、当該区分による額が適用された場合は保護を必要としない状態となるものを追加し、整理をさせていただきました。

附則といたしまして、第1条、施行期日でございます。この条例は平成24年4月1日から施行させていただくものでございます。

第2条、経過措置でございますが、改正後の垂井町介護保険条例第2条の規定は、平成24年度以降の年度分の保険料について適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるという規定でございます。

続きまして、第3条でございます。平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率の特例の規定でございます。この規定は、第3段階の対象者は、町民税非課税者で公的年金等の収入額及び合計所得金額の合計額が80万円を超えている方であり、負担能力に応じた保険



料賦課の観点から、第3段階の3段階の所得分を細分化させていただき規定でございます。こちらは、特例3段階といたしまして、町民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合算額が120万円以下の方で、負担率は0.65を乗じた額3万2,370円とさせていただきものでございます。

第4条につきましては、特例4段階として、本人が町民税非課税で、世帯に町民税課税の方がいて、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の方、負担率は0.9を乗じた額4万4,820円と定めさせていただきものでございます。

また、本文では所得分を9段階とさせていただきますが、附則で、特例3段階と特例4段階を設けさせていただきますので、実質は11段階とさせていただきものでございます。

以上、議第5号、議第6号、議第7号及び議第8号の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

議長（広瀬文典君） 副町長 若山隆史君。

〔副町長 若山隆史君登壇〕

副町長（若山隆史君） 私のほうからは、建設課所管に関します議案の補足説明をさせていただきたいと思っております。

その前に、建設課長はかねてより病氣療養中ございました。2月20日付をもちまして休職扱いになりました。同日付で、建設課長事務取扱を拝命いたしておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

それでは、お手元の議案、並びに新旧対照表を準備いただきたいと思います。

まず最初に、議第9号 垂井町町営住宅条例の一部改正についてでございます。

新旧対照表につきましては、17ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、公営住宅法の一部が改正されたもので、その改正内容は、公営住宅法第23条に規定されております公営住宅の入居者資格について、同居親族要件が廃止され、これに伴い、高齢者、障がいを持った方などの単身入居が認められている規定が削られたものであります。

しかしながら、同居親族要件を廃止するか維持するかにつきましては、各自治体の判断にゆだねられることから、当町におきましては、現在の施設が家族向けに建設されていること、また岐阜県並びに近隣市町村の動向も踏まえ、引き続き同居親族要件を維持し、あわせて高齢者や障がいを持った方々の入居特例につきましても、現行どおり行っていくこととし、町営住宅条例の一部を改正させていただきものでございます。

初めに、第5条に関しまして、次の各号以下、老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者についての規定を削るものであります。

次に、第5条第2号アにつきましては、現行の同居親族要件を維持するため、改正前の公営住宅法施行令第6条第4項及び第5項第1号を引き続き引用していくものでございます。

また、次の第5条第2項につきましても、引き続き、高齢者、障がいを持った方の入居を維持するため、同条第1項で削除した60歳以上の者、障害者基本法の適用を受ける者など、8つの特例要件を加えたものでございます。

また、同条第3項につきましては、障がいを持った方等、常時の介護が必要であるかの判断を町の職員が面接し調査できる規定を加えたものでございます。

次に、第7条第5項第5号につきましては、障害者基本法及び戦傷病者特別援護法に係る者の引用条項を改め、新たに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に該当する者についての規定を加えるものであります。

次に、第14条第2項につきましても、現行の同居親族要件を維持していくため、改正前の公営住宅法施行規則第8条を引用していくものでございます。

次に、第22条につきましては、収入超過者の認定についての引用条項を改めるものでございます。

その他、条項中の「一に」を「いずれかに」に改めるなど、文言の整備を行うものでございます。

附則といたしまして、本年4月1日から施行させていただくもの、また本条例の改正に伴い、現に入居している56歳以上の単身者の入居について、経過措置を設けるものであります。

以上、垂井町町営住宅の一部改正について補足説明をさせていただきました。

続きまして、議第10号 垂井町都市計画審議会条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

新旧対照表は、24ページをお開きいただきたいと思います。

この条例改正につきましては、町長の提案説明にもございましたが、現在、都市計画審議会の委員は町議会議員及び学識経験者の中から10名を町長が任命させていただき、都市計画にかかわります事項を調査、審議いただいております。

現在、任命させていただいております委員の任期が本年5月に満了することにあわせ、今後一層の都市計画の健全な整備を図ることを目的に、委員の任命区分に新たな項目を加えるものでございます。

それでは、改正の内容について御説明申し上げます。

第2条第1号の所掌事務に「及び他の法令」を、第3条第2項の任命区分に関係行政機関又は県の職員及び町民を加えるものでございます。

第4条につきましては、委員が任命要件を欠いた場合の手続を、第6条につきましては、審議会の招集の手続及び審議会の議長は会長が行うことの規定を新たに加えるものでございます。

附則といたしまして、本年4月1日から施行させていただくもの、また本条例の改正に伴い、現在審議会委員としてお願いしております委員の皆さんの任命及び任期の特例について規定させていただきます。

以上、補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第32号 町道路線の認定についてでございます。

補足説明を申し上げます。

お手元に町道路線認定調書を配付しております。あわせてごらんをいただきたいと思っております。

今回の町道認定路線、6路線につきましては、平成23年度道路改良事業として測量設計業務を実施したものでございます。

まず、路線番号2118号、路線名宮代118号線でございます。

起点は宮代字大外道732番8地先から、終点は宮代字観音堂2796番1地先まででございます。これは南宮大社参道、ここから垂井警察の南北の道路に至る部分で、山田川沿いに結ぶ道路でございます。これに南宮大社通りから、今回大領神社通りまで町道となっておりますが、河川敷左岸堤を活用して道路改良事業を行うもので、幅員4メートル、延長350.4メートルでございます。

次に2番目の、路線番号2119号、路線名宮代119号線でございます。

起点は宮代字中野2519番1地先から、終点は宮代字若宮2563番1地先まででございます。場所は、東海道新幹線南側の大谷川より朝倉運動公園の北側を結ぶ道路でございます。この路線につきましても、道路改良事業を行うもので、幅員5メートル、延長264.2メートルでございます。

次に3番目の、路線番号3138号、路線名表佐138号線でございます。

起点は表佐字喰違695番2地先から、終点は表佐字六本松410番1地先まででございます。場所は、国道21号線相川橋から不破中橋の少し東側を結ぶ相川右岸堤道路でございます。新年度、社会資本整備総合交付金を活用し、道路改良事業を予定いたしておるものでございまして、幅員4.5メートルから5メートル、延長505.74メートルでございます。

次に4番目の、路線番号7069号、路線名綾戸69号線でございます。

起点は綾戸字荒越871番14地先から、終点は同字883番1地先まででございます。場所は、富田歯科医院西から綾戸24号線へ結ぶ道で、幅員5メートル、延長230.0メートルでございます。

次に5番目の、路線番号7070号、路線名綾戸70号線でございます。

起点は綾戸字荒越880番5地先から、終点は同字877番地先まででございます。綾戸平尾線と綾戸69号線を結ぶ道で、幅員5メートル、延長95メートルでございます。

次に6番目の、路線番号7071号、路線名綾戸71号線でございます。

起点は綾戸字荒越880番2地先から、終点は同字883番1地先まででございます。綾戸平尾線と綾戸69号線を結ぶ道で、幅員5メートル、延長70メートルでございます。綾戸69号線、綾戸70号線及び綾戸71号線は、それぞれの路線を連結する道路で、これらの道路につきましても道路改良事業を行うものでございます。

以上、6路線の町道認定路線の御説明を申し上げます。よろしく御審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 上下水道課長 中島健司君。

〔上下水道課長 中島健司君登壇〕

上下水道課長（中島健司君） 私のほうからは、ただいま上程されております議第11号及び議第33号の補足説明をさせていただきます。

まず初めに、議第11号 垂井町下水道条例の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手持ちの新旧対照表26ページもごらんいただきたいと思います。

垂井町下水道条例で、下水道への切りかえ工事を行う場合には、垂井町排水設備工事業者の公認を受けた者でないと工事を行うことができない規定と、公認の基準として、排水設備工事責任技術者の認定を受けた者を専属させなければならないと規定しまして、公認及び登録のための申請手続を定めております。

今回の改正は、この公認及び登録の申請手続に係る改正を行うものでございます。

改正理由といたしましては、住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行されるに伴い、平成24年7月9日に外国人登録法が廃止されることにより、一部改正を行うものでございます。

また、特定事業所から公共下水道に排除される下水の水質の基準を政令の基準に従い定め、除外施設の設置について条例で規定しておりますが、今回、下水道法施行令で定めた下水に含まれる1.1-ジクロロエチレンに係る排水基準が改正されることにより、一部改正を行うものでございます。

それでは、議第11号の垂井町下水道条例の一部改正する条例の内容ですが、第13条第3項第2号及び第17条第1号中の「又は外国人登録原票記載事項証明書」を削るものでございます。

第28条第1項第15号中の「0.2ミリグラム」を「1ミリグラム」に改めるものでございます。

附則といたしまして、施行期日を定めております。

第28条の改正規定は公布の日から、第13条及び第17条の改正規定は平成24年7月9日から施行するものでございます。

以上、条例改正につきましての補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第33号 平成24年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについて、補足説明申し上げます。

地方財政法第6条の規定によりまして、公営企業の経営は、特別会計を設置し、経費は公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとございます。ただし、建設途上とかにより財源が得られない場合については、一般会計から繰り入れることができるとしております。

垂井町公共下水道事業特別会計の財源につきましては、国・県補助金、使用料及び手数料、受益者負担金、下水道債、繰越金などの財源をもって構成されておりますが、公共下水道事業の整備率は23年度末で46.4%とまだ低く、財源不足が生じてくる状態でございます。これらの財源不足につきましては、一般会計から繰り入れをお願いし、財源の収支を図らせていただくものでございます。

それでは、本文の説明を申し上げます。

地方財政法第6条の規定によりまして、次のとおり平成24年度垂井町一般会計から垂井町公共下水道事業特別会計へ繰り入れるものでございます。

1.繰入金額は3億2,136万9,000円、2としまして、繰り入れ理由といたしましては、公共下水道事業収入が見込めないためでございます。

よろしく御審議いただき、御理解賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

議長（広瀬文典君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第1号から議第33号までの各議案は、精読のため審議を延期することに決定しました。

日程第4 議第44号 平成23年度垂井町一般会計補正予算（第4号）

議長（広瀬文典君） 日程第4、議第44号 平成23年度垂井町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第44号 平成23年度垂井町一般会計補正予算（第4号）につきまして、今回の補正は、3億1,902万1,000円を追加し、予算総額を89億7,951万7,000円とするものであります。

補正いたしますものは、議会費では、会議録調製委託料の減額措置をいたしました。

総務費では、公衆街路灯に係ります需用費の増額措置、県振興補助金に採択されたことに伴います委託料の財源更正措置、工事請負費の減額措置と、財政調整基金、公共下水道基金の積立金に係ります増額措置をいたしました。

民生費では、障害者福祉費に係ります委託料と扶助費、老人福祉費に係ります需用費、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計への繰出金に係ります費用の増額と、児童福祉関係では過年度の子ども手当交付金に係る国・県返還金の増額、子ども手当の扶助費の減額、私立保育所に係ります負担金、補助及び交付金の増額措置をいたしました。

衛生費では、合併処理浄化槽設置整備事業の負担金、補助及び交付金の減額措置を、斎場修繕のための需用費の増額措置、保健センターでは妊婦健診委託料と県外受診費用等扶助費、クリーンセンターの需用費の増額措置をいたしました。

土木費では、県振興補助金に採択されたことに伴います工事請負費の財源更正措置をいたしました。

消防費では、県振興補助金に採択されたことに伴います備品購入費の財源更正の措置をいたしました。

教育費では、負担金、補助及び交付金の減額措置、府中小学校の工事関係に係ります委託料、工事請負費の減額措置、不破中学校の南舎の工事関係に係ります委託料、工事請負費の増額措置、保健体育総務費ではスポーツの全国大会等出場補助金の増額、県振興補助金に採択されたことに伴います国民体育大会実行委員会補助金の財源更正措置をいたしました。

財源につきましては、町税、地方交付税、国・県支出金、財産収入、繰入金、繰越金、町債等により収支の均衡を図った次第であります。

繰越明許費につきましては、クリーンセンターシーケンサ取替改修事業、不破中学校南舎、体育館、柔剣道場耐震補強・大規模改修・南舎太陽光発電設備事業に係ります経費を平成24年度へ繰り越して実施することをお願いするものであります。

地方債の補正では、学校教育施設等整備事業の起債要望の取り消しをお願いするものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） ただいま提案がございました議第44号 平成23年度垂井町一般会計補正予算（第4号）の補足説明をさせていただきます。

議案の第1条でございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,902万1,000円を追加させていただきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ89億7,951万7,000円とさせていただくものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算につきまして、細部にわたりまして事項別明細によりまして説明をさせていただきます。

初めに歳出、説明させていただきます。15ページをお開き願いたいと存じます。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節13の委託料でございます。こちらにつきましては、会議録調製の委託料でございますが、事業内容の変更によりまして100万円の減額をいたすものでございます。

次に、款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、節11の需用費でございます。こちら、光熱水費でございますが、電気料金の値上げに伴いまして街灯に要します電気料に不足を来すことが見込まれることになりました。そういったことから、既決額に対しまして88万5,000円の増額の補正をお願いするものでございます。次に、節15工事請負費でございます。こちら、庁舎維持管理の経費でございますが、望楼撤去工事等庁舎の維持管理に係ります工事の額の確定によるものでございまして、560万円の減額の予算をお願いするものでございます。

次に、目11財政調整基金費、節25積立金でございます。財政調整基金につきましては、今回の補正におきまして、後ほど歳入のところでも御説明をさせていただきますが、町税及び地方交付税の増額の措置によりまして、預金利子と合わせまして5,006万6,000円の増額の基金積み立てをお願いするものでございます。また、公共下水道基金につきましても56万2,000円の、こちらは利息分でございますが、基金への積み立ての増額をお願いするものでございます。合わせまして5,062万8,000円の増額の予算措置でございます。

次に、目12防災行政無線設置費でございます。こちらにつきましては、財源更正ということで、防災行政無線電波伝搬調査委託業務に係ります県の振興補助金の内示によるものでございまして、一般財源から国・県支出金のほうに財源の振りかえをするものでございます。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節28の繰出金でございます。こちらにつきましては、国民健康保険特別会計への繰出金でございますが、1,185万6,000円の増額の補正をお願いするわけでございますが、内容につきましては保険料の軽減措置に伴います保険基盤安定負担金分、並びに財政安定化支援事業の繰り出し分、そのほか一般会計分といたしましてそれぞれ繰り出すものでございます。

次に、目5老人福祉費でございます。節11の需用費、修繕料でございますが、18万円の増額の予算措置をお願いするものでございますが、こちらにつきましては、高齢者の皆様方の憩いの場所となっております夢の屋の雨漏りの修繕を行うものの予算措置でございます。

次に、目10介護福祉費、節28繰出金、介護保険特別会計への繰出金でございますが、278万3,000円の増額の予算措置をお願いするものでございますが、こちらにつきましては、来年度に向けた介護報酬改定に伴いますシステムの改修に要する経費の町の負担分でございます。

次に、目11障害者福祉費でございます。節13委託料、200万円を新たに増額の補正をお願いするものでございますが、こちらにつきましては、障害者自立支援法並びに児童福祉法の改正によります新たなパッケージシステムの導入をする必要が生じたものでございます。次に、節20扶助費でございます。こちらにつきましては、それぞれ障がいをお持ちの方々の支援のための事業でございます。地域生活支援事業、こちらにつきましては、日常生活、日中一時預かり、移動支援等の業務でございますが50万3,000円、また自立支援医療費事業につきましては134万2,000円、障害福祉サービス費給付事業につきましては463万6,000円、それぞれ増額の補正をするものでございまして、合わせて648万1,000円の増額の補正となったわけでございます。

続きまして、款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございます。節23償還金、利子及び割引料でございます。こちらにつきましては52万4,000円の増額の補正でございますが、過年度分の国・県の返還金に充てるものでございまして、平成22年度の子ども手当交付金の額の確定によるものでございます。

次に、目2児童福祉施設費、こちらにつきましては380万8,000円の増額でございます。節19の負担金、補助及び交付金でございますが、こちらにつきましては私立保育所運営費負担金でございます。4月当初から、措置児童の増加に伴うものでございます。380万8,000円の増額の

予算措置をお願いするものでございます。

次に、目5児童措置費でございます。節20の扶助費、こちらにつきましては子ども手当でございますが、9,901万2,000円の減額でございます。こちらにつきましては、2月定期支払いの実績によりまして、年間の支払い総額を見込んだ結果の数字でございます。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目5環境衛生費でございます。節11の需用費でございますが、90万円の増額の補正をお願いするわけでございますが、理由といたしましては、斎場北側の通路に接します側溝の集水ます並びに空調機の修繕等に充てる経費でございます。緊急の修繕を必要とするということで予算措置をしたものでございます。次に、節19負担金、補助及び交付金でございます。こちらにつきましては1,344万円の減額の措置でございます。こちらにつきましては、合併処理浄化槽への設置事業に対する補助金でございまして、浄化槽設置基数が確定したことによります減額の措置でございます。

次に、目6保健センター費でございます。節13の委託料、36万3,000円の増額の補正をお願いするものでございますが、こちらは妊婦健康診査の委託料でございます。1月までの実績によりまして、年間の必要経費からこの増額措置の予算額を推計させていただいたものでございます。次に、節20扶助費でございますが、新生児聴覚検査費助成金、こちらにつきましては5万8,000円の減額でございます。次に、妊婦健診県外受診費助成金でございますが、こちらにつきましては27万1,000円の増額でございますが、いずれも先ほどの妊婦健康診査と同じように、1月までの実績によりまして算出をさせていただいたところでございます。

次に、18ページでございます。

款4衛生費、項2清掃費、目2クリーンセンター費、節11の需用費でございます。こちらも光熱水費でございますが、電気料の値上げ等によりましてクリーンセンターの維持管理上、電気料の予算に不足を来すことが見込まれる事態となったため、250万円の増額の補正予算をお願いするものでございます。

次に、款8土木費、項4都市計画費、目3公園費、こちらにつきましても財源の更正でございますが、朝倉運動公園野球場の塗装工事につきまして、こちらも県の振興補助の内示がございました。100万円の補助金の内示がございまして、そちらを一般財源から国・県支出金の財源のほうに財源更正するものでございます。

次に、款9消防費、項1消防費、目2消防施設費、こちらも同じように財源更正でございますが、小型動力ポンプの購入に伴います県の振興補助金の内示によるものでございます。30万円の内示がございまして、一般財源から国・県支出金に財源更正をするものでございます。

次に、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費でございます。節19負担金、補助及び交付金でございますが、郡教育振興会への負担金でございますが、こちらにつきましては事業内容によりまして不用額が発生する見込みとなりました。そういったことから136万6,000円の減額の措置を行うものでございます。

次に、款10教育費、項2小学校費、目3学校建設費でございます。節13の委託料でございま



すが、431万8,000円の減額の予算措置でございます。こちらにつきましては、記載のとおり府中小学校校舎東棟でございますが、耐震補強・大規模改修・太陽光発電設備の工事監理業務委託料の額の確定によるものでございまして、431万8,000円の減額を行うものでございます。次に、節15工事請負費でございます。こちらにつきましても、府中小学校の校舎の工事請負費に伴いまして事業費の確定によるものでございまして、1,456万5,000円の減額の措置を行うものでございます。

次に、同じく款10教育費、項3中学校費、目3学校建設費でございます。節13の委託料でございますが、270万円を新たにお願ひするものでございます。こちらにつきましては、国の財政事情によりまして、後ほども繰越明許費のところで御説明をさせていただきますが、不破中学校の南舎、特別棟でございます。それと体育館、柔剣道場の耐震補強並びに大規模改修、それから南舎の太陽光発電設備工事監理料の委託料でございます。270万円を新たに予算措置するものでございます。次に、節15でございますが、工事請負費、こちらは今御説明いたしました不破中学校の校舎の関係でございますが、繰越明許費を後ほど説明させていただきますが3億7,230万9,000円の予算措置を行うものでございます。

次に、同じく款10教育費、項6保健体育費、目1保健体育総務費、節19負担金、補助及び交付金でございます。19万2,000円の増額の補正をお願いするわけでございますが、スポーツ大会の全国大会がございますが、そちらのほうに出場される方が増加となりまして、特に、今回要因となりましたのは、小学生の方がバドミントンの大会に出場されるということで増額の措置を行うものでございます。

続きまして、歳入について御説明をさせていただきたいと存じます。

ページ、前後いたしますが、9ページをお開き願ひたいと存じます。

款1町税、項1町民税、目2法人でございます。節1現年課税分でございますが、均等割につきましても既決額に対しまして243万7,000円の減額を行うものでございますが、説明の2の法人税割につきましても、大手企業の業績の伸びによりまして新たに1億397万4,000円の増額を行うものでございます。均等割と合わせまして1億153万7,000円の増額の予算措置をするものでございます。

次に、同じく款1町税、項4町たばこ税、目1町たばこ税でございます。節1現年課税分でございます。こちらにつきましては5,990万2,000円の増額措置を行うものでございますが、4月から12月までの実績によりまして、年間の推計をさせていただきました。

次に、款8地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1地方特例交付金、節1地方特例交付金でございますが、こちらにつきましても確定額といたしまして3,654万7,000円の国からの通知をいただいておりますのでございまして、既決額に対しまして745万3,000円の減額の措置をいたすものでございます。

次に、款9地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税、節1地方交付税でございますが、地方交付税につきまして1億5,825万9,000円の増額の予算措置をするものでございます。

次に、10ページでございます。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金でございます。節1の児童福祉費国庫負担金でございます。こちらにつきましては、保育所の運営費負担金でございます。歳出でも御説明いたしました、私立保育園の運営費負担金に係ります増額の国からの財政支援でございます。22万7,000円の増額の予算措置を行うものでございます。次に、節4保険基盤安定国庫負担金96万4,000円の減額の措置を行うものでございますが、こちらは国民健康保険税の軽減分に対します国の財政措置でございます。次に、節9障害者介護給付費等負担金でございます。介護福祉サービス給付費等に要します経費に係る国の財政措置でございます。224万8,000円の増額をするものでございます。次に、節10障害者自立支援医療費負担金でございます。こちらにつきましても、自立支援医療の経費に対する財政措置でございます。こちらにつきましては事業費の見込みにより算出しておりますところでございます。事業費の見込みにつきましては230万9,000円を見ておりまして、その2分の1の額に相当する部分を今回総額として見ておるわけでございまして、トータルで72万9,000円の補正をお願いするものでございます。次に、節11子ども手当国庫負担金でございます。こちらにつきましては、子ども手当の国からの交付金でございますが、歳出におきますそれぞれの区分ごとの年間支払い見込みより算出をさせていただいております。合計で9,341万7,000円の減額をさせていただいております。詳細につきましては、説明欄に掲げておりますので、お目通しをいただきたいと存じます。

次に、款13国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節9障害者自立支援事業費等補助金でございます。こちらにつきましては、日常生活用具の給付事業に要する経費等に対する国からの財政措置でございます。25万2,000円を増額するものでございます。

次に、目3衛生費国庫補助金でございます。節1の衛生費国庫補助金、こちらにつきましては浄化槽の設置事業の補助金に要する費用でございます。先ほども歳出のほうで説明させていただきましたが、事業費の減少によりまして今回も国からの補助金、これは補助率3分の1でございますが、448万円の減額を行うものでございます。

次に、同じく目9教育費国庫補助金でございます。節3学校建築国庫補助金、こちらにつきましては、府中小学校の校舎東棟の耐震補強・大規模改修・太陽光発電設備の設置に係る補助金でございます。現在、まだ実績報告がなされていないことから見込みで上げさせていただいておりますけれども、見込み額が8,139万円に対しまして既決額8,687万9,000円でございます。減額といたしまして548万9,000円の減額の措置を行うものでございます。また次に、不破中学校の南舎耐震補強・大規模改修・太陽光発電設備、あるいは不破中学校体育館耐震補強・大規模改修、不破中学校柔剣道場の大規模改修でございますが、それぞれ今回歳出で予算措置を行うのに準じまして新たに予算措置をするものでございます。それぞれ合計をいたしまして、この学校建築国庫補助金につきましては1億3,236万2,000円の増額の措置を行うものでございます。

次に、款14県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金でございます。節2の児童福祉費県負担金、こちらにつきましても私立の保育所の運営負担金でございます。県からの財政措置ということで11万3,000円の増額をするものでございます。次に、節6保険基盤安定県負担金、こちらにつきましても先ほど国の負担金の中でも御説明いたしました、国民健康保険税の軽減分に対する県の財政措置でございます、178万2,000円の増額の補正予算をお願いするものでございます。次に、節13障害者自立支援給付費負担金でございます。こちらにつきましては、介護福祉サービス給付事業に要する事業に対する県の財政支援といたしまして112万4,000円を、また自立支援医療費といたしまして36万5,000円を、増額の補正を行うものでございまして、合わせまして148万9,000円の増額の予算措置を行うものでございます。

次に、12ページでございます。こちら、節14の子ども手当県負担金でございますが、こちらにつきましては、先ほど国のほうでも説明いたしました、歳出におきますそれぞれの区分ごとの年間の支払い見込みによりまして算出をしております。結果、それぞれ区分ごとの合計でございますが、214万1,000円の減額の措置をさせていただくところでございます。

次に、款14県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金でございます。こちら、節1総務費県補助金につきましては140万円を受け入れるものでございますが、先ほども歳出の財源更正で説明いたしました、防災行政無線電波伝搬調査業務に対します県の振興補助を受け入れるものでございます。

次に、目2民生費県補助金、節24の地域生活支援事業費等補助金でございます。日常生活用具給付事業等に要する経費に対する県からの財政支援ということで12万6,000円の増額の予算措置をするものでございます。

次に、目3衛生費県補助金、節1の衛生費県補助金448万円の減額をお願いするところでございますが、こちらにつきましては浄化槽の設置事業に対します減額の予算措置でございます。

次に、目7土木費県補助金でございます。節1土木費県補助金、こちらにつきましては朝倉運動公園野球場の塗装工事に係ります振興補助金100万円を受け入れるものでございます。

次に、目8消防費県補助金、節3防災設備県補助金でございます。小型動力ポンプ購入事業によります県の振興補助金30万円を受け入れる予算措置でございます。

次に、款14県支出金、項2県補助金、目9教育費県補助金でございます。節1教育費県補助金でございますが、ぎふ清流国体垂井町開催推進事業の振興補助金といたしまして70万円を新たに受け入れるものでございます。

次に、款15、項1財産運用収入、目2利子及び配当金でございます。節1の利子及び配当金でございますが、それぞれ財政調整基金利子で6万6,000円、公共下水道基金利子56万2,000円を新たに予算措置するものでございまして、合計で62万8,000円増額の補正を行うものでございます。

次に、款17繰入金、項2基金繰入金、目3学校建築基金繰入金でございます。節1の学校建築基金繰入金でございますが、学校建築、不破中学校の事業費に対します財政確保といったこ

とから、基金からの繰り入れでございます。当初、2,100万円につきましては府中小学校を見ておったわけでございますが、こちら財政上の事情から不用ということございまして、7,900万円を新たに基金から繰り入れまして、合計で1億円の不破中学校の工事請負費に充てるものでございます。

次に、款18繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金でございますが、こちらにつきましては、収支の均衡を図るため繰越金で474万2,000円の補正をお願いするものでございます。

次に、14ページでございますが、款20町債、項1町債、目9教育債、節1小学校債でございます。こちらにつきましては、府中小学校の東棟の耐震補強・大規模改修・太陽光の設備に係ります起債でございますが、こちら財政運営上、町債を発行する必要がなくなったということから、1億1,484万円の減額をさせていただくものでございます。

次に、繰越明許費でございます。5ページをごらんになっていただきたいと存じます。

款4衛生費、項2清掃費でございます。こちらクリーンセンターシーケンサの取替改修事業でございます。こちらにつきましては、中央操作室等に設置されております機械を制御するための機械があるわけでございますが、そちらの主に電子部品でございます。今回、12月の補正で予算をお願いしたところでございますが、東日本大震災の影響によりまして、本年度中の部品の入荷が見込めなくなった、そうしたことから平成24年度に繰越明許費として予算を計上するものでございまして、金額につきましては1,259万7,000円でございます。

次に、款10教育費、項2中学校費でございます。こちらにつきましても、東日本大震災の影響によります国の財政事情によりまして、先ほど歳出、歳入のところでも御説明させていただきましたが、不破中学校南舎、体育館、柔剣道場の耐震補強・大規模改修・南舎太陽光発電設備事業に係ります委託料、工事請負費等、金額にいたしまして3億7,500万9,000円を平成24年度へ繰り越すための予算措置をお願いするものでございます。

次に、第3条でございます。こちらにつきましては、6ページをごらんいただきたいと存じます。

第3表でございますが、地方債の補正でございます。先ほど、歳入におきます町債、教育債、小学校債においても御説明をさせていただきました。府中小学校の校舎の工事につきまして、財政運営上起債を発行する必要がなくなったことから借り入れをしないものでございまして、補正後につきましてはごらんのとおりでございます。

なお、20ページには地方債の前々年度末におきます現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、お目通しをいただきたいと存じます。

以上、平成23年度垂井町一般会計補正予算（第4号）の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（広瀬文典君） しばらく休憩いたします。

午後2時54分 休憩

議長（広瀬文典君） 再開いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 藤埴理君。

〔5番 藤埴理君登壇〕

5番（藤埴 理君） 確認をさせていただく意味で、お尋ねをいたします。

衛生費のところでございますが、目5環境衛生費、合併浄化槽設置補助金のところですが、大幅に減額となっておりますが、76基予定というふうにお聞きしておりましたけれども、何基設置されたのかということと、今年度、住宅の着工数が減っているのかなというふうにも思えるんですが、その点についてもお尋ねをしたいと思います、どの程度減ったのかということだけお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（広瀬文典君） 住民課長 桐山浩治君。

〔住民課長 桐山浩治君登壇〕

住民課長（桐山浩治君） 藤埴議員の御質問にお答えをいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費の目5環境衛生費の節19負担金、補助及び交付金のほうで、合併処理浄化槽設置整備費補助金の1,344万円の減額についてでございます。

当初見込んでおりましたのは、全部で76基でございます。これは人槽別に5人槽、7人槽、10人槽とずうっとありまして、50人槽以下について補助をするものでございますが、今年度の実績といたしまして、総体で50基でございます。それぞれ人槽別にいろいろあるわけでございますけれども、それらを合計いたしまして、見込み額として2,182万4,000円となったところでございます。

もう1点、住宅着工戸数が少なかったのではないかとございまして、新規住宅着工だけに限らず、単独浄化槽を合併浄化槽に切りかえる場合についても補助しておりますので、単にその部分だけではないと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） ちょっとお尋ねいたします。

今回の歳入の18款繰越金です。1ページでもよろしいし、私は1ページでお話ししますが、今回474万2,000円を追加され、収支均衡を保たれたわけでございますが、この繰越金につきましては決算認定で我々7億8,221万5,000円、そういう金額で承認しておるわけでございます。

それで、この中にまだ残りが1億6,400万円近くあるんですよ。今のところ、これはポケット中に入れてしまっておる、表へ出ておりませんので。これについては、町長、どのような形で、私はこれは補正、もう1回、きょう始まったばかりでございますので、最終日でも補正していただいて、新年度、基金等から相当繰り出ししておりますので、基金のほうへでも入れていただきたいと、こういうふうに思っております。

それと5ページの繰越明許等々でございますが、12月末または1月に土木等の工事を多く、十数本入札されております。1月、2月等々天候も余りよくなかったわけですが、これら工期も3月いっぱいにはできるのかできないのか、これらについても、ここで確認の意味でお願いしたいと、こういうふうに思っています。以上です。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 私のほうからは、丹羽議員の繰越金の扱いについて答弁させていただきますが、確かに、今回の補正予算につきましては474万2,000円の繰越金で収支の均衡を図ったところでございます。

この繰越金の扱いにつきましては、いろんな考え方、財政手法上のやり方があるかと思えます。議員申されますように、平成22年度の実質水準につきましては決算書のとおりでございますが、今現在、繰越金の額としては1億6,000万円ほどあるわけでございますが、このあたりにつきましては、まだあと1カ月ほどございます。緊急の事態の財源、あるいは来年度への繰越金も2億ばかり見ております。そういったことから、本当に議員申される点も一理あるかと思えますけれども、そういった財源の確保の観点で、今後1億6,000万円、確かにあるわけでございますが、次年度への財源の一つとしてとらえていきたいと。そして、決算の段階につきましては、また地方財政法の規定によりまして、余剰金につきましては基金のほうに積み立てを行ってまいりたいと存じます。

そういったことで、確かに丹羽議員申される手法も一つの手法かと存じますが、また議員の申されることも参考にしながら、今後の財政運営、検討してまいりたいと存じますので、答弁になっておりませんかもしれませんが、よろしく御理解いただきたいと存じます。

議長（広瀬文典君） 副町長 若山隆史君。

〔副町長 若山隆史君登壇〕

副町長（若山隆史君） 丹羽議員の御質問に対する答弁をさせていただきます。

土木工事に限らず、産業課所管、あるいは上下水道工事関係も含めて、今現在時点で、年度内に予定どおり終わるものと思っております。

よろしく御理解をいただきたいと思えます。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第44号 平成23年度垂井町一般会計補正予算（第4号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第45号 平成23年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議長（広瀬文典君） 日程第5、議第45号 平成23年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第45号 平成23年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は1億1,923万5,000円を追加し、予算総額を29億905万5,000円とするものであります。

補正いたしますものは、総務費では、国保連合会と第三者行為求償事務の負担金を増額措置いたしました。保険給付費では、一般、退職被保険者等の療養給付費と療養費、審査支払手数料に係ります役務費、さらに一般被保険者高額療養費の増額措置を行いました。

財源につきましては、国庫支出、繰入金、前年度繰越金、諸収入により収支の均衡を図った次第でございます。

細部につきましては、住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（広瀬文典君） 住民課長 桐山浩治君。

〔住民課長 桐山浩治君登壇〕

住民課長（桐山浩治君） 議第45号 平成23年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をさせていただきます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,923万5,000円を追加させていただきます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億905万5,000円とするもの

でございます。

それでは、細部につきまして御説明をさせていただきますが、歳出7ページをごらん願います。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節19負担金、補助及び交付金86万円の増額補正をお願いするものでございます。1番目の県国保連合会負担金につきましては、国保総合システムの本稼働が東日本大震災等の影響により延伸となったことによる追加関連経費に対する負担金72万6,000円でございます。2番目の第三者行為求償事務負担金につきましては、国保連合会に対します第三者行為求償事務手数料の追加、13万4,000円をお願いするものでございます。

続きまして、款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費、節19負担金、補助及び交付金8,000万円の増額補正をお願いするものでございます。一般被保険者療養給付費につきまして、今年1月分までの給付額の実績を踏まえまして、今年度の見込み額を15億6,700万円とし、既決額14億8,700万円に対しまして8,000万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、目2退職被保険者等療養給付費、節19負担金、補助及び交付金2,040万円の増額補正をお願いするものでございます。退職被保険者等療養給付費につきましても、今年1月分までの給付額の実績を踏まえまして、今年度の見込み額を1億6,640万円とし、既決額1億4,600万円に対しまして2,040万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、目4退職被保険者等療養費、節19負担金、補助及び交付金9万円の増額補正をお願いするものでございます。退職被保険者等療養費につきましても、同じく今年1月分までの給付額の実績を踏まえまして、今年度の見込み額を219万円とし、既決額210万円に対しまして9万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、目5審査支払手数料、節12役務費33万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。手数料につきましても、同じく1月分までの実績を踏まえまして、審査支払手数料で33万円、レセプト電算処理システム手数料で5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、8ページでございますが、款2保険給付費、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費、節19負担金、補助及び交付金1,755万円の増額補正をお願いするものでございます。一般被保険者高額療養費につきまして、今年1月分までの給付額の実績を踏まえ、今年度の見込み額を1億8,255万円とし、既決額1億6,500万円に対しまして、1,755万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして歳入、5ページでございますが、款3国庫支出金、項2国庫補助金、目2調整交付金、節2特別調整交付金72万6,000円でございますが、先ほど歳出で御説明いたしました国保総合システム稼働時期の変更に要する経費に対しまして、国から特別調整交付金として受け入れるものでございます。



続きまして、款9繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1保険基盤安定繰入金109万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。この制度につきましては、保険料軽減分における保険基盤安定化のための制度で、保険者支援分として国及び県からの負担金を一般会計で受け入れ、それに垂井町分の負担金27万3,000円を合わせまして、一般会計から当会計に繰り入れるものでございます。続きまして、節4財政安定化支援事業繰入金1,003万7,000円でございますが、これにつきましては、国民健康保険制度の運営上におきまして、財政安定化のための地方財政措置として、交付税を主な財源といたしまして、県の方から提示のあった額でございます。今年度につきましては1,003万8,000円でございますが、1,000円の既決額に対しまして、1,003万7,000円の補正をお願いするものでございます。続きまして、節5その他一般会計繰入金72万8,000円でございますが、福祉医療波及分による国庫補助金の減額分に係ります繰入金を増額補正するものでございます。

続きまして、款10項1目1節1繰越金1億364万8,000円でございますが、前年度繰越金により収支の均衡を図ったところでございます。

続きまして、款11諸収入、項3雑入、目1第三者納付金、節1一般被保険者第三者納付金300万5,000円でございますが、第三者行為によりますところの納付金でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。  
議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第45号 平成23年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第46号 平成23年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

議長（広瀬文典君） 日程第6、議第46号 平成23年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第46号 平成23年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、501万8,000円を追加し、予算総額を7,939万8,000円とするものであります。

補正いたしますものは、基金の積み立て、予備費の増額措置をいたしました。

財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（広瀬文典君） 上下水道課長 中島健司君。

〔上下水道課長 中島健司君登壇〕

上下水道課長（中島健司君） ただいま上程されました議第46号 平成23年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

今回の補正は、平成23年度におきまして剰余金が生じる見込みでございますので、基金に積み立てをお願いするものでございます。

まず表紙でございますが、第1条で、歳入歳出それぞれ501万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,939万8,000円とするものでございます。

では、歳出から説明をさせていただきます。6ページでございます。

款1 総務費、項1 総務管理費、目2 財産管理費でございます。節25の積立金、既決額4万6,000円に200万円の増額をいたしまして、簡易水道基金積立金を204万6,000円とするものでございます。

次に、款4 予備費、項1 予備費、目1 予備費でございますが、歳入歳出の均衡を図るために既決額に301万8,000円の増額をお願いし、832万5,000円とするものでございます。

次に歳入でございます。

5ページでございますが、款5 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金、既決額400万円に501万8,000円を増額いたしまして、901万8,000円とするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第46号 平成23年度垂井町簡易水道特別会計補正予算(第1号)は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第47号 平成23年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議長(広瀬文典君) 日程第7、議第47号 平成23年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長(中川満也君) 議第47号 平成23年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、1,900万円を減額し、予算総額を7億404万9,000円とするものであります。

補正いたしますものは、工事請負費の減額と公債費の財源更正の措置をいたしました。財源につきましては、分担金及び負担金、町債により収支の均衡を図った次第であります。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(広瀬文典君) 上下水道課長 中島健司君。

〔上下水道課長 中島健司君登壇〕

上下水道課長(中島健司君) それでは、ただいま上程のありました議第47号 平成23年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、現在、御所野交差点改良にあわせまして垂井地区の一部並びに宮代地区の管網整備を進めてきております。この事業費の確定によりまして減額を行い、また財源につきましては受益者負担金の減額と、起債対象事業費の確定により地方債の減額をお願いするものでございます。

では、表紙でございます。

第1条で、歳入歳出それぞれ1,900万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億404万9,000円とするものでございます。

では、歳出から説明をさせていただきます。7ページでございます。

款1 公共下水道費、項1 公共下水道費、目1 下水道建設費でございます。節15の工事請負費でございますが、1,900万円の減額を計上させていただきました。これは、管網整備及び舗装復旧工事に係ります事業費が入札差金等により減額となったものでございます。

続きまして、款3 公債費、項1 公債費、目2 利子につきましては、受益者負担金の減額分の財

源更正をお願いするものでございます。

続きまして歳入でございます。6ページでございます。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1下水道事業負担金、節1の現年度分で460万円の減額でございます。当初見込んでおりました公共ます設置基数の減少によるものでございます。

続きまして、款9町債、項1町債、目1下水道債でございます。節1の下水道事業債を、起債対象事業費の確定によりまして1,440万円の減額を行うものでございます。

続きまして、表紙にお戻りをお願いします。

第2条で地方債について規定をしておりますが、地方債の変更といたしまして、申しわけありません、3ページでございます。第2表で、限度額を当初1億810万円と規定させていただいておりましたが、地方債の変更といたしまして、限度額を事業の確定によりまして9,370万円に変更させていただくものでございます。起債の方法、利率、償還方法は、従前と変わっておりません。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第47号 平成23年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第48号 平成23年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議長（広瀬文典君） 続いて、日程第8、議第48号 平成23年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第48号 平成23年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第

2号)について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、556万5,000円を追加し、予算総額を16億6,356万5,000円とするものであります。

補正いたしますものは、電算システム改修に係ります委託料の増額措置を行いました。財源につきましては、国庫補助金と一般会計繰入金の増額により収支の均衡を図った次第であります。

細部につきましては、健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(広瀬文典君) 健康福祉課長 中村繁範君。

〔健康福祉課長 中村繁範君登壇〕

健康福祉課長(中村繁範君) ただいま上程されました議第48号 平成23年度垂井町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきまして補足説明をさせていただきます。

今回補正いたしますものは、平成24年度介護保険料改定に対応する介護保険システム改修業務委託料につきまして、補正をお願いするものでございます。

介護保険料改定につきましては、今議会に介護保険条例の一部改正についてを議案提出させていただいておりますが、介護報酬改定等に対応いたしますシステム改修をお願いするものでございます。

それでは、歳出について御説明させていただきます。末尾の6ページでございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料で556万5,000円をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございますが、5ページでございます。

款4国庫支出金、項2国庫補助金、目2介護保険国庫補助金、節1介護保険事業費補助金で278万2,000円で、総事業費の2分の1の額を見込んでおります。

次に、款9繰入金、項1一般会計繰入金、目2事務費等繰入金、節1事務費等繰入金で278万3,000円を見込ませていただいております。さきの国庫補助金との差額分を一般会計からの繰入金としてお願いするものでございます。

表紙にお戻りいただきまして、第1条で、歳入歳出それぞれ556万5,000円を追加し、総額をそれぞれ16億6,356万5,000円とするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長(広瀬文典君) これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番(丹羽豊次君) 今回のこの事業の内容等々、システムの改変の関係でございますが、今年度あと25日しかないわけでございますね。新年度からこのシステム改変をやっていくわけで

すが、この間で、25日の間でこのシステムの改変はできるのでしょうか。その辺、ちょっとお尋ねいたします。それと、新年度に支障はないのか、その辺だけ。

議長（広瀬文典君） 健康福祉課長 中村繁範君。

〔健康福祉課長 中村繁範君登壇〕

健康福祉課長（中村繁範君） ただいま御質問のありました、丹羽議員の御質問に対して回答を申させていただきます。

このシステム導入は、平成24年度の4月に既に稼働していなければならないというものでございまして、内容につきましては、パッケージを購入いたしまして、そのパッケージを垂井町の仕様に加工していくという作業となっておりますので、3月31日までに完了し、24年度の賦課に向けて整備をしていくものでございますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第48号 平成23年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後3時47分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 広 瀬 文 典

会議録署名議員 江 上 聖 司

会議録署名議員 中 村 ひ と み

